世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第25号

1988年10月

世界の児童と母性 —海外福祉情報— 第25号 1988年10月
MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD—CURRENT OVERSEAS INFORMATION—

目次

●特集●最も幸せな子どもたち

アメリカ教育使節団報告書のもたらしたもの……奥田眞丈 2
物からみたわが国の子育て今むかし……加藤 翠 7
しつけからみた母子関係の今昔……湯沢雍彦 12
乳幼児の死亡率……平山宗宏 17
座談会／子どもたちの豊かな未来のために…… 22
出席者：副田義也・田村満喜枝・宮澤康人
司 会：平井信義

解説／児童の健全育成の課題と展望……山本 保 32
／10代の性……林 謙治 37

トピックス／家族・子どもと住居……中島明子 42
／ベルギー・ゲールの里親たち……伊藤隆二 46
／一番初めに何を学ぶか……呉 端 50

国際会議／国際児童青少年福祉会議に参加して……庄司洋子 52

施設の横顔／東京都立北療育医療センター……廿楽重信 54
／バークシャー・ファーム……ケネス・スタイナー 59

●編集後記……加藤 翠 65

特集・最も幸せな子どもたち

アメリカ教育使節団報告書のもたらしたもの

奥田眞丈（おくだしんじょう）
川村学園女子大学副学長

教育の機会均等のはじまり

わが国における近代的な教育制度は、明治5年(1872)の「学制」の制定によって発足した。それ以前は、武家の開設した学校（藩校、郷学等）と庶民の学ぶ寺子屋があった。しかしこれらを全国的に統轄して運営する近代教育制度は生まれていなかった。

「学制」発足に当たり、その条文とともに「太政官布告」なるものが公示された。これは新しい教育制度を実施するに当たっての教育宣言であって、近代国家としてのわが国の教育理念やその基本的方策を明示したものであった。

その趣旨は、国民が身を立て産を治め業を盛んにするには、その身を修め知識を開き才芸を長ずるようにしなければならない。これは学校において行われることであるから、今後は国民全部が学校に就学し、村々においてどこの家でもすべての者が学校に入学して教育を受け、無学者はないようにするというものである。すなわち、教育は国民のすべてにとって機会均等であるという近代的教育の大方針を表明したものであった。

この国民のすべての子弟が入学しなければならない学校においては、日常生活に必須な事柄が教授された。その学校へ子どもを就学させる責任は父兄にあるとし、もし子弟を入学させないようなことがあれば、それは父兄の落ち度であるとした。

教育の機会均等は、教育の普遍的原理の一つであるが、わが国においては既に百十数年前に宣言して、それが実行に移されていたのである。

戦前の教育は勅語に帰一した

明治5年の「学制」、12年の「教育令」、13年の「改正教育令」、19年の「小学校令」、「中学校令」、「帝国大学令」及び「師範学校令」、23年の「小学校令改正」、33年の「小学校令改正」、40年の「小学校令改正」等に見られるように、わが国の近代学校制度は、国の中央政府の主導の下に、着々と整備・発展してきた。特に国民の基礎を築く義務教育は、明治40年(1907)に6年制となり、90%を越える就学率をあげ、全国にわたってその教育機会は均等に確保されるようになった。

この教育制度は、大正・昭和と時代と共に普及し、特に中等・高等の教育制度は著しい発展を示した。なお、義務教育については、大正13年や昭和11年に、その年限を8年とする提案もあったが、昭和16年の

「国民学校令」において、その高等科２年を義務制としようとした。しかし、それも戦時中のため実施が延期されたままとなった。

戦時下にあっては、非常時体制をとり、中等・高等教育の修業年限短縮、学童疎開、学徒出陣、勤労動員などが行われ、教育活動停止の事態となった。

このような戦前・戦時のわが国の教育はどんな特徴を持っていたか、特に国民教育の目標は何であったかが問題である。これについては当時の小学校令や国民学校令等にどのように教育の目標が掲げられていたかを見ればわかるのであるが、わが国の近代学校制度が整備され普及しだした頃からは、極めて明確に帰一するものがあった。

それは、明治23年(1890)10月30日に渙発された「教育ニ関スル勅語」であった。わが国の戦前・戦時の教育方針がこの勅語に帰一し、勅語の趣旨に立脚して行われたことについては誰もが認めるところである。

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

御名御璽

明治二十三年十月三十日

敗戦直後の教育は国体護持を願った

昭和20年(1945)８月15日、わが国は、ポツダム宣言を受諾して無条件降伏した。しかし、この日付で太田耕造文相の出した文部省訓令第５号や一月後の９月15日付文部省の「新日本建設ノ教育方針」に見られるように、わが国は戦後の出発に当たっては、「国体護持」の教育政策を繰り返し強調し、それを主眼とした。

これに対し、占領軍は、９月22日に「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」を明らかにし、軍国主義教育及び極端な国家主義教育の禁止を基本目的とした。10月から12月にかけて四大教育指令と言われる軍国主義・超国家主義教育の禁止、教師及び教育関係者の教職追放と適格審査、国家と神道の分離、修身・日本歴史・地理の授業停止の指令を発した。

このような占領政策とわが国が始めに望んだ国体護持の教育政策との間には大きな断層があった。特に左掲の「教育ニ関スル勅語」をどうするかについては議論の大きく分かれるところであった。

昭和20年10月15日、文部省学校教育局長に就任した田中耕太郎（東京帝国大学法学部教授）は、教育勅語を超国家主義的に説明するのではなく、自然法の立場から教育勅語に掲げている徳目は普遍的であると擁護した。しかしこの勅語擁護論に対しては、世論が厳しく批判した。田中局長は反論したり弁明したりしたが、翌21年５月文部大臣に就任しそれ

以後は「教育基本法」の制定に努力するようになった。(教育勅語は、23年6月第2回国会において排除・失効が決議され、文部省は次官通達を発し、教育勅語謄本を学校から回収する措置を取った。)

教育勅語問題は一応公的終止符が打たれたが、擁護論は全くなくなったわけではなかった。しかし、戦後の教育の基本理念は「新憲法」や「教育基本法」に求めるようになった。

アメリカ教育使節団の来日

昭和23年(1948)1月の初め占領軍の連合国軍最高司令官は、日本の教育に関する諸問題につき総司令部並びに日本の教育者たちに助言を与え、かつ協議するために20名余りのアメリカの教育者の一団を約1ヵ月間日本に送って貰いたいと陸軍省に要求した。

長期間にわたって日本を再教育して、その方向に向け直すような計画を立てる責任があるということについて、当時ワシントンで論議が交わされていたので、陸軍省はその団員の最後的人選を国防省に頼んだ。個人の資格その他広い範囲にわたって種々な点を考えた末、更に総司令部の意向もじゅうぶん取り入れて、27名の一団が選ばれ、George D. Stoddard博士が団長に任命された。

一行は、ワシントンでの予備会議、ホノルルやグアムでの中間協議等事前にやるべき仕事をあらかじめ分析して、3月5日と6日に空路東京に到着し、3月中日本に滞在した。

この教育使節団と協議するために日本の文部大臣は日本側教育家たちの委員会を組織した。米側はこの日本側委員に対し、「喜んで時間をさいてくれた。かれらの援助は非常に貴重であった」と高く評価した。

使節団はその協議の範囲を拡張し、比較的戦争の被害のなかった日本の文化的遺産の一部を識るために、3日間にわたって京都・奈良をも訪れた。

「要するにわれわれは、重大事件の変転に困惑してはいるものの、次第に現れてくる自由を用いて、民主主義的な社会の道具をきたえ上げようと、一心不乱に努力している国民の、色とりどりの姿を見せてもらったのである。」と報告書の前書きに述べている。またその序論の冒頭には、「われわれは、征服者の精神を持って来朝したのではなく、すべての人間には、自由を求めさらに個人的並びに社会的発展を求める測り知れない力がひそんでいることを確信する教育経験者として来朝したのである。」と述べ、更に「われわれの最大の希望は子供にある。事実かれらは将来という重荷を担っているのであるから、重い過去の遺産に押しつぶされてはならないのである。そこでわれわれは、誤った教授をやめるだけではなく、子供達の心情を硬化させることなくその心を啓発するように、教師や学校とかの準備をして、できる限り公平に機会を与えてやりたいと思っている。」とも述べている。

使節団員は、自由主義的信条を持ち民主主義の精神の持ち主であって、「すべての種族、すべての国民が、何かしらそれ自身にとって、また全世界にとって役立つものを、その文化的資源から創り出す力を持っていることを信じている」し、「個人差や、創意や、自発性に対して絶えず心を配っている」ものであり、また「子供の持つ測り知れない資源は、自由主義という日光の下においてのみ豊かな実を結ぶも

のである。この自由主義の光を与えることが教師の仕事なのであって、その反対のものを与えることではない」との信念を持っている人たちであった。

アメリカ教育使節団の報告書は、3月末日最高司令官に提出され、総司令部は4月7日にそれを公表した。

使節団報告書の内容

アメリカ教育使節団報告書には、最高司令官マッカーサー元帥の「声明」が付されている。その声明は、この報告書を「民主主義的伝統における高き理想の文書である」と高く評価し、「この報告は日本政府を援けて日本の教育制度を近代化させるためのものであり、生徒の個性的な面に無頓着なすべての教師たちによって大いに研究されてしかるべきものであろう」と意義づけている。

この報告書の内容は、冒頭の「団員名簿」に続いて、次のような具体的な教育事項を含んだ構成となっている。

- 前がき
- 序論

Ⅰ.日本の教育の目的及び内容
教育の目的　カリキュラム　教科書　修身・倫理　歴史及び地理　保健教育と体育　職業教育　結論

Ⅱ.国語の改革

Ⅲ.初等及び中等学校の教育行政
教育基本原理　基本的変更　必要なる調整　文部省の権限　都道府県庁の権限　地方的下部行政区画（市町村）の権限　財政上の支援　教師の給料　供給と備品　学校建造物　一般的支援

Ⅳ.教授法と教師養成教育
主題に関連せる諸問題　優れた授業の特徴　個人差　個人の発達　社会への参加　公民教育の授業の実施提案　教師の再教育　臨時再教育計画　教師の現職教育　教師の集会　講習会及び協議会　教師のための出版物　教師相互の授業参観　監督官　旅行　教師の福利改善　教師の養成・教育についての概観　師範学校における教師養成教育勧告案　単科大学及び総合大学における教師並びに教育関係職員の養成教育

Ⅴ.成人教育
公立図書館　博物館　結論

Ⅵ.高等教育
日本の高等教育の過去における制限　公私立学校　高等教育の組織　標準の向上　官公私立学校の地位　個人の地位・教授団　学生団　機会の多様性　大学及び専門学校のカリキュラム　研究　技術教育及び職業教育　大学付属の図書館　大学講座の公開　国際関係

- 本報告の要旨
日本の教育の目的及び内容　国語の改革　初等及び中等学校の教育行政　教授法と教師養成教育　成人教育　高等教育

- 付．マッカーサー元帥の声明

この報告書は、「個々の人間の威厳と価値」を強調する民主政治の基本精神に基づく教育理念に則っているということが出来、日本人自身が新たな教育制度を打ち立てるに際して、従来の教育制度のもつ問題点の指摘とその改革案を示しており、戦後日本の教育再編成のための建設的な報告書と見ることができる。

第2次アメリカ教育使節団の来日と報告

以上に述べた教育使節団報告書の提出後約4年半後の昭和25年(1950)8月27日、朝鮮戦争の最中、再びマッカーサー元帥の招請によって、第2次のアメリカ教育使節団が来日した。その目的は、先の使節団が勧告した事項がその後どの程度まで具体的に実

行されているかを見、更に改善されるべき問題は何かを探り、新たな「報告書」にまとめて提出することにあった。

第２次使節団は、Willard E. Givens 団長以下５名の小規模であったが、約１ヵ月間の滞在で、９月22日に報告書をマッカーサー元帥に提出した。この報告は、教育投資・財政が教育発展の支えとなることを力説し、また民主主義に基づく自由国家における教育計画の重要性を強調し、「極東における共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」と成人教育の重要性を述べた。

この第２次使節団の報告書に盛られている事項の概要は次の通りである。

Ⅰ.初等・中等教育の行政
適当な校舎の供給　建築物の維持　教師不足の危機　教育機会の拡張と活動の増加　教育行政の組織　教育区組織の指導原理　教育委員会の責任　財政的独立　教材センター
Ⅱ.教育活動と教師養成
教師の職務　新制大学における教師養成　現職教育　教育職員の免許　教職員団体等
Ⅲ.高等教育
高等教育機関の必要数　種類　組織運営等
Ⅳ.社会教育
図書館　博物館
Ⅴ.国語の改革
Ⅵ.その他教育上の重要な諸問題
教師の団体　職業教育　私立学校教育　道徳及び精神教育

以上の第２次報告は、先の報告の補足的な意味内容があったが、新たな時代状況を反映しているとも読み取ることが出来る。

この第２次報告書が提出されて約半年後の昭和26年(1951)４月、マッカーサー元帥に代ってリッジウェー中将が最高司令官に就任し、その直後５月１日に、日本政府に対し、占領下制定された諸法規の見直しを許可することを発表した。その翌年の27年４月に単独講和が締結されて、日本は正式に独立したのである。

今後の教育改革を考えるに当たって

以上のように、アメリカ教育使節団の第１次報告書は、敗戦後のわが国の教育改革の理念と構想の青写真であり、第２次のそれは、その具体化の過程と問題点を指摘したものであった。従ってこの両者は、戦後の教育の基礎構築に大きな役割を果たしたと言うことが出来る。

このような基礎の上に進展してきたわが国の教育は、40年を経過した現時点において、歴史的に総括し、21世紀の教育として新たな展開をしなければならない時期に直面している。ここに戦後教育の成立過程とそこに一貫して認められる教育理念を歴史的事実に即して実証的に再認識する必要があるとともに、教育の現状について客観的な評価を下し解決すべき問題点を明らかにしなければならないのである。

戦後の教育改革で強調された個性の尊重や自由の理念などは必ずしも十分に定着していないとか、教育が余りにも画一的になり、極端に形式的な平等が主張される傾向が強く、各人の個性、能力、適性を発見し、それを開発し伸ばしていくという面に欠けているとかの指摘があるが、これらを考察するに当たって、もう一度アメリカ教育使節団の報告書をひもといて見てはどうであろうか。

特集・最も幸せな子どもたち

物からみたわが国の子育て 今むかし

加藤翠
日本女子大学教授

子育てと物とのかかわり

現実に行われる子育ては人の顔のようにさまざまであるが、これにかかわる要因は自然要因、社会要因、個人要因に分けられる。

医学を含む自然科学の検証結果は新しい学説によってくつがえされ、子育てに対するかかわり方からみれば社会要因といえようし、宗教は日本では個人要因とみてよかろうが、国によっては個人の選択を越えた社会要因としてかかわるであろう。

これらの要因はそれぞれに、また相互に作用して現実の子育てを動かしてきた。物のあり方は産業技術や経済によって大きく変化し、子育てを動かしてきているし、また子育ても物のあり方を動かしてきたのである。

昭和戦前の決戦下の育児書には、今日では考えられないような早い時期からの排泄のしつけの開始完了が指導されているが、これはおむつ布という物資の不足が背景にあったからなのである。今日発展途上国でユニセフが母乳栄養を強調してすすめているのは、清潔な水や哺乳瓶が得にくいため、粉ミルクを配っても、乳幼児をかえって死亡させかねないからなのである。

歩行器は今日でも日本では他の育児具に比し普及率が低いが、台湾・マレーシアなどでは意外によく使われている。この事は既に16世紀に来日したポルトガル人宣教師ルイス・フロイスによって、日欧文化比較の中に〝ヨーロッパでは幼児を眠らせるために揺籃を使い、歩くことを教えこむために小さな車を使う。日本人はこうしたものは何も使わない。ただ自然の与える援助を使うだけである。〟と書き残し、指摘されているところである。これは日本では乳児を床に自由に這い回らせておけるので、自立歩行が出来るまで特別に、歩行器のような育児具の中に閉じ込めておく必要がなかったからではなかろうか。

このように物は子育てを動かし、子育てのあり方も物を選ぶのである。

物からみたわが国の子育ての時代区分

1.物の豊かな現代

物の面からみると、高度経済成長期以後の現代は、最も豊かな幸せな時代というべきであろう。赤ちゃん用のミンクのコートも売られているそうである。

高度経済成長と共に育児書の出版は倍加し、親たちは2冊3冊と育児書を持つようになったが、40年

代に入ると月刊の育児雑誌が次々に発行されるようになり、60年代にはマタニティの月刊誌も次々と発行され出している。S社のマタニティ誌の編集長が、水着姿の妊婦の写真を掲載し上司にいたく褒められたということで、上司は妊婦の水着姿を写させてもらった編集長の努力を多としたわけであるが、実は私も私もという妊婦が多くて、お引きとり願わざるを得なかったのが実情であったと、編集長自身が驚いて話してくださったことがある。

物の豊かな現代は、結婚も妊娠も出産も子育ても、若い男女のイベントとなり、ファッション化し、経済活動となってきているのである。

2.敗戦から高度経済成長期まで

この時代日本人は焼野原になった国土に立ち、欧米文化の前にひれ伏し、欧米に追いつく努力を続けたのである。占領軍は日本の憲法、教育制度　税制などをすっかり改革し、日本の指導層をアメリカに送って洗脳した。この時代の変化は急速で、22年の34.3という高い出生率は35年には17.2と半減し、76.7(出生千対）の乳児死亡率は35年30.7、因みに61年には5.2まで低下の一途をたどり続けてきたのである。25年に全国平均5％以下にすぎなかった施設内出産は、35年に50％を越え、40年84％、60年には99.8％に及んでいる。

この時期は欧米に追いつくこと、大きくすることは良いことであり、赤ちゃんコンクールもあちこちで行われ、人工栄養児も急増し、粉ミルクは増産改良され、ヒ素ミルク事件はその落とし子のようなものであったように思われる。

おんぶよりも乳母車、添寝は止めてベビーベッドで寝かせるように指導され、使い慣れない、作り慣れない育児具は、さまざまな事故を生じる結果となって、やがて消費生活用製品安全法制定など、消費者保護の社会的気運の高まりとなっていった。

3.昭和初期より敗戦まで

この時期は大正12年の関東大震災で東京市内の銀行焼失によるモラトリアムが尾をひき、昭和２年の金融恐慌、失業者の増大、満州事変、８年の日本の国連脱退、12年の蘆溝橋事件、16年の対米英戦争への突入と、日本はまさに暗黒の時代であった。物資は不足し、15年には砂糖・マッチの切符制が始まり、17年には衣料切符制も始まった。この年施行された妊産婦手帳規定も、戦地で失われたマンパワー補給を目的とした出産奨励のため、出産時の物資の配給手帳として作られたものだったのである。

この時代の育児書には、〝赤坊衣類の作り方〟というタイトルのものもみられ、赤坊衣類は家庭で手作りされるのが当然のことであったのである。昭和13年３月の助産学雑誌(13巻３号)に、〝スフ混用のおむつ〟という記事がある。当時木綿が不足しスフという人造繊維の布が出回り、これは吸水性が乏しく乾燥も遅く赤坊衣類として不衛生で問題があると、社会的非難があがり出したのに対し、〝仮に不衛生的であるとしても二割や三割の混紡では問題にならない。これくらいのことで皮膚炎を起こす子供ならば病的と見なしてよいと謂はれる。外国ではメヂカルペーパという紙製の旅行用のおむつがある。使用後捨てることになっているが、パルプ不足の日本では、これを使うこともまた問題である。〟と書かれているのである。

4.明治・大正時代

明治と大正を一まとめにするのは大ざっぱすぎるであろうが、豊かな現代からみると歴史上のむこうに遠のいた時代といえよう。

開国に続く明治維新によって西欧文明がどっと流入し、日清・日露の戦争に勝ち抜くまでの前半と、日本が大国意識を持つようになった後半期とに分けることも出来よう。

明治の始め頃発行された育児書は大部分が翻訳物で、これらの中で訳者は西洋の育児具をどう訳してよいかわからず、ふいーでんぐぼっとる（育児小言、明治９）、ペルアンビュラートル（小児の乗物の名、小児養育談、明治9）、クラットル（衛児法、明治9）といったように、文中にそのまま書き残しているのである。

このような育児具は前半は来日外国人や外遊日本人によって持ち込まれたり、一部取り寄せられたりしたものが、やがて国内生産されるようになった。明治39年に東京で開催されたこども博覧会の出品目録をみると、乳母車・哺乳器・防水布・おしめ、といった育児用品が国内生産されてきていたことが知らされるのである。

しかし今日の豊かな時代と根本的に違うのは、この時代はこれらの育児具が国民のごく一部階層に使われたにすぎない点にある。

明治45年の長浜宗佶著『小児養育の心得』には、当時母子の同衾（添寝）がいましめられていたのに対し、"中流以下の家庭にありては、寝室や夜具の関係上同衾を禁ずること能はざる場合多し"というように、生活階層による違った育児法を指導しているのである。今日の日本では考えられないことである。このような事例は枚挙に事欠かない。乳母鑑定所などが設けられ、乳母を雇用する上流階層の身勝手な要求項目には、他人事と思わなければ読んでいられ

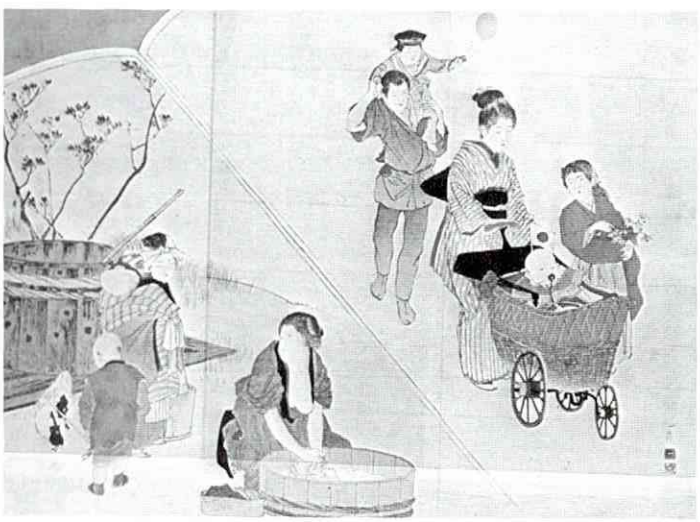

乳母車は上流階級の育児用品
的場鉎之助・育児の栞（明治31年）の挿絵より

めんを三つにたゝみ、もとの方を、だん〳〵ふとくまき、とまりをいとにてしかとゝめおき、乳しるを口によくみ、くだのもとをくはへて、ほどよくのますべし、多は二日分もよし、又は米ひとつかみづゝも、毎日飯よべし。

図 説

神代記曰常世不合尊、乳なかりし時、飯粥といふもの作りし初にて、是を時粉といふ、我邦白井権八の經驗にて、往歳施水とせしを、猶其志を広ひ、僧俗共に子なき人も世に示して、渇ひ給へ、育に子の乳なきは、かなしき物の第一にて、見るに忍びず、かつ世に用ふる乳粉は、おもきもの故、子の腹背うすきに用ふる故、いろ〳〵の病となれば、必用ふべからず、富貴の人、乳母ありても、乳わるき時は、これを用ふるにしかず、但しかまたゞすりつぶしにてはのまみなし、右のごとくすれば、腹にて和すと、火にて炙るとのかはりのみにて、まことの乳の味なり。

江戸時代の書物にみられる哺乳器の作り方
佐藤民之助・年玉集・天保10年（1839年）

ないものがある。

5.江戸時代

徳川時代ともいわれ、徳川幕府の体制下で長い平和が続き、儒教思想が道徳の基本にすえられた。参勤交代などもあって、全国の生活文化の交流伝播が盛んになり、元禄時代以後は育児書もかなり発行されるようになっている。

しかし育児用品は産業ベースにのってくることはなく、その作り方の情報が伝達されたにすぎない。そしてこのように物に恵まれていないと思われる時代であったにもかかわらず、子育ての基本に、〝三分の飢、三分の寒〟の大切さが強調されていた。

6.江戸時代以前

有史以来の極めて長い江戸時代以前の期間をこれまたひとまとめにしてとらえようとするのは、無論問題があろう。しかし幕藩体制下に日本が一つにまとめられるまでとは、かなり違ったモラルサポートがあったように思うのである。これは16世紀に来日したルイス・フロイスの日欧文化比較の中の記述からも認識出来るように思われる。

路上で裸の子どもに授乳する婦人
山王霊験記・鎌倉時代

〝ヨーロッパでは未婚の女性の最高の栄誉と尊さは貞操であり、またその純潔が犯されない貞潔さである。日本の女性は処女の純潔を少しも重んじない。それを欠いても名誉も失わなければ、結婚もできる。〟〝日本ではしばしば妻が夫を離別する。〟〝ヨーロッパでは生まれる児を堕胎することはあるが、滅多にない。日本ではきわめて普通のことで、二十回も堕した女性があるほどである。〟〝ヨーロッパでは嬰児が生まれてから殺されるということは滅多に、というよりほとんど全くない。日本の女性は育てていくことが出来ないと思うと、みんな喉の上に足をのせて殺してしまう。〟

引用した文章の中にある風俗は江戸時代にも続いているものもあるが、このほかの文章も含めて、今日の日本人が古い時代の日本のモラルと受け止めているものと大分違っているのを感じるのである。古事記にも、水蛭子（ひるこ）――障害児――を産んだので、アシの舟にのせて流したことが書かれており、古い時代の日本人はかなり大らかであったように思うのである。大人が身勝手とか、野蛮とかいったものでなく、また女性が横着であったのとも違った、もっとカラッとした生き方をして、懐の中に乳児を入れて歩き、夫婦で子どもの髪をそったりして、人間として極めて自然な生き方で子どもを愛していたように思えるのである。

以上日本の来し方を振り返ってみると、物の豊かな現代は、つい最近にもたらされた短い期間のことにすぎないのを感じるのである。そしてこの変化は極めて急速にやってきて、日本人はその生き方――子育てのモデルを、見失っているように思うのであ

る。このような時代になるまで日本人は子どもたちに、ご飯粒を捨てると目がつぶれると教えるのをためらうことがなかったはずである。しかし豊かな時代に入った今日、子どもたちはおいしいチョコレートに見向きもせず、その中に入っているビックリマンシール集めに熱中し、少女はダイエットのためにご飯を残し、惜しげもなくごみ箱に捨てるのである。これら食べられる物を惜しいと考えすべて口に入れたならば、健康のほうが惜しくなるかもしれないのであろう。飽食の時代である。

このような空前の物の豊かさは、自然科学や産業技術や経済の総合的な発展によってもたらされたものであることはいうまでもない。最近の育児用品の中のヒット商品のひとつと思われる兼用ドレス（ツウウェイ・ドレス）を例にとってみると、これまで生後２～３カ月で着せられなくなるベビードレスの裾を、止め方を変えることによって両脚を分けてつなぎ服のようにして着せることが出来、１年以上も使い続けられるのである。これは単なるデザインの思いつきで出来たのではない。洗濯に耐えるストレッチ繊維素材の開発と生産がその基礎にあったからこそ、作りあげることが出来た製品なのである。

ツウウェイドレス（兼用ドレス）

紙おむつも文中既にふれたように、昭和10年代にはヨーロッパでパルプ製品として売り出されていたことが知られているが、50年代中半以後は高分子吸水体の開発生産が進んで、メジカルペーパや紙おむつから石油おむつという呼び方が適切な製品となって、低コスト量産が進んで普及してきているのである。食品の分野でも、どろどろした瓶詰・缶詰のベビーフードは持ち運びにも重く味もよくない物が多かったのが、最近はフリーズドライといった製法の根本的な向上や、また家庭での電子レンジの普及などが相俟って、味覚的にも視覚的にも隔世の進歩を遂げつつあるのである。

このような豊かな時代に育てられる子どもたちが、しもやけや赤ぎれの手をこすって雪道を学校に通った時代の子どもたちに比べて、ほんとうに幸福になったのであろうか。江戸時代でさえ子育てには三分の飢、三分の寒の大切さが、繰り返し説かれたのに、奢れる者は久しからずということになることはないのであろうか。

内村鑑三が明治44年、日本が日清・日露の戦争に勝ち、朝鮮を植民地とした頃、"敗戦必しも不幸にあらざる事を教えます。国は戦争に敗けても亡びません。実に戦争に勝って亡びた国は歴史上決して尠くないのであります。国の興亡は戦争の勝敗に因りません。その民の平素の教養に因ります" と語った言葉が、今さら胸にしみるのである。

この豊かさが日本人を滅ぼすことのないよう、新しい時代のモラルサポートを築いてくれることを願って止まない次第である。

特集・最も幸せな子どもたち

しつけからみた母子関係の今昔

湯沢雍彦
お茶の水女子大学教授

1.落ちた評価

〈老人大学〉などと称する高齢者学級で、「皆さんが若かった戦前と最近とを比べてみて、日本の家族関係はどちらの方が良いと思いますか。」と聞いてみると、夫婦関係については、最近の方に手が挙がる。しかし、親子関係については、全員一致で戦前の方に手が挙がるのが常である。「どうしてですか。」と重ねて聞くと、「子どもはちゃんと親の言い付けに従ったし、親は一所懸命子の面倒をみて、よくしつけをしたからね。今は、親子どちらもだらしがないよ。」とはっきりした答えが返ってくる。こういった判断は、経済企画庁が昭和59年に行った〈家庭機能とその施策充実に関する調査〉でも同様であったから、老人のみならず日本人一般の考えととってよさそうである。

子育てやしつけの担当者は、今も昔も、事実上大部分は母親だから、以上のことは、日本の母子関係が悪化の一途を辿っていることを意味するものだが、一体、この指摘は正当なものであろうか。

もっとも、一口に〈子育て〉といっても、乳児期から青年期まで年齢幅も広く異なった問題があり、〈戦前〉といっても、明治と昭和では背景が著しく異なるため、短い小論ではとても論じ切れない。そこで本稿では、昭和10年代のことにしぼって最近と比較することにする。戦前では珍しい実証的データが、この時期だけ存在するからである。

2.昭和10年代の母と子

昭和18年に、神奈川県の3農村で乳児とその母親を調査した青木誠四郎の報告がその一つである。それによると、授乳時間の定めのない親子＝86%、寝ながら添乳する母親＝67%、一人で寝られない子ども＝94%、いつも子を抱くかおぶっている母親＝64%とある。別の報告で、昭和17年に東京都下農村小学生を調査した東京府社会教育課のものによると、歯を磨かない児童＝36%、寝巻きに着替えない児童＝15%、好きな時に好きなだけ間食する児童＝80%などとある。

これは、戦後のどの調査と比べても著しく劣る数字で、戦前のしつけがゆき届いていたなどとは、とても言えるものではない。とくに農村部ではほとんど放置放任で、少なくとも衛生面や生活習慣のしつけは無かったに等しいとみるほかないが、なぜそんなにひどかったのかの原因ははっきりしている。極

度の貧しさからくる母親の忙しさが、その生活の基盤にあったからである。ほとんどの女性が、結婚後41～42歳くらいまでの間に、授かるままに5人ないし10人の子どもを産んだ。「1人でもぶっつぶそうものなら懲役10年」という噂を皆心得ていたから、中絶など思いもよらなかった。たいてい2～3人は早死にしたが、それでも残った5～6人の子どもたちは、わずかな生き甲斐とともに貧困を再生産したのである。

「朝は暗いうちに起き、朝食･洗濯と休む間もなく、子供にお乳をのませ、畑と春蚕と重なった時は一番辛かったものです。当時、洗濯は手で洗う。毎日クタクタに疲れ、睡眠時間が少ないため、草むしりをして草をつかみながら眠ってしまうこともしばしばでした。また風呂に入って居眠りをし、風呂桶に頭をぶっつけて目をさますことのくり返しでした。」

「仕事の合間に、子供を育てて来たような感じがします。当時は露地野菜中心の経営をしていた我が家では、朝早くからおむつをいく組も持ち、歩いて十五分位かかる畑へよくつれ出しての毎日でした。農作業に追われ、子供をだましながら。二人目の子供が生れる時、姑は『子供が二人になったから仕事ができないなどとはいわせない』といってはりきっていました。農作業、育児、家事に追われ、友達もグループも持たない嫁ぎ先で、自分がだんだんに小さくパサパサの乾燥人間になっていくような思いの毎日でした。」（どちらも、長田かな子『母たちの時代――聞き書・さがみ野の女』に記録されている昭和10年代の農婦の話。）

3.都市と農村の差

むろん当時でも、東京山の手地区などの上層サラリーマン家庭のしつけは、良く行われていたと言えそうである。98%の児童が寝巻きに着替え、91%が歯を磨く習慣を身に付けていた。家の手伝いはほとんどせず、そのぶんの時間を勉強に当てていた。これは何よりも、母親が専業主婦として、お手伝いを使いつつ、家事育児に専念できたからである。この種の家庭で育てられた文化人たちが「戦前のしつけは立派だった」と発言し、それのみがマスコミを占領してきたことに注意する必要がある。（庶民の声がそのまま活字になったり電波に乗ったりするようになったのは、ようやく昭和30年代以降なのである。）

しかし、恵まれたしつけができる家庭は一部のものだった。全国に目をやると、昭和10年の日本では、農林漁業の第1次産業がまだ50%を占めている。製造業・工業などの第2次産業と、流通サービスなどの第3次産業従事者は合計50%に近づいていたものの、その半分近くは自営商工業であったから、都市サラリーマン家庭はやっと3割、ブルーカラーを除くと1～2割にすぎなかった。農業を中心とした自営業家族の方がずっと多かったのである。

その農家の大半は、いつも借金に苦しめられている貧困家庭だったから、衛生的しつけは不十分であっても、仕事の手伝いを通してのしつけは自然のうちによく行われていた。「働く水車に氷は張らぬ」、「仕事じょうずの話べた」、「朝寝は病い、昼寝は貧乏」。このようなことばを、親は日々子どもに聞かせていたから、子どもは労働にはげまざるをえない。「下を見てもきりがない、上を見てもきりがない」、

「もうけることより使わぬこと」、「米一粒にも手が百ぺん」、「竹のくずも3年に1度は役に立つ」。これらのことを繰り返し、繰り返し言われれば自然に質素倹約の習慣が身についたことと思われるが、そういう訓戒も、そうせざるをえないような非常に苦しい状況が背景にあったからこそ迫力があったのである。

つまり、このような訓戒は、修身の教科書に載っていたとか、学校の先生が言ったとか、家父長制で父親が権威があって言ったから効果があった、などというものではない。舞台装置がきちんとあったところに教訓がマッチしていたのである。

もっとも、このしつけの期間は長いものではなかった。恵まれた子どもでも小学校高等科、普通は小学校尋常科だけで就労しなければならなかったからである。家業を手伝うものも少なくなかったが、大半の子は口減らしのためにも、よそへ奉公に出た。つまり、母子の直接接触関係は12～13歳で終わり、思春期は社会の中にいた。最近のように、大部分の子どもが自宅から高校へ通い、都市部では結婚するまで母親が面倒を見るという時代とは、構造が根本的に違う。

アメリカには、「子どもの思春期化が家族危機の最大原因」という指摘があるが、戦前日本の過半数を占める家庭ではこの期間がなかったことも、母子関係を安定することに働いていたのである。

そのほかにも、目上に対する絶対服従を強制した軍事的な規範、人間関係の最高の価値を親孝行においた儒教主義教育、献身的な自己犠牲を美徳とした良妻賢母思想、などが母親の子育て観を支えていた。実生活においても、情報や機会の乏しさから、職業や結婚相手の選択など人生を決定する重要問題も、親の言いなりになるほかなかったのである。それらの強制が、現実のしつけの良悪にかかわらず、親子関係はしっかりしていたというイメージにつながるのであろう。

4.戦後の充実の側面

しかし、戦後しばらくすると、世間の母親像は逆転する。戦前のような「母親賛美論」は乏しくなって、「無責任母親論」ともいうべき否定的評価の方が優勢になってきたのである。40年代からは、「母性喪失時代」「母原病」から、はては「子捨て子殺し時代の到来」という言葉までささやかれるようになった。

では、戦後日本の子どもは、親とくに母親から冷たく扱われ、まともに育てられなくなったのであろうか。客観的データが示すところからは、けっしてそうではない。むしろ逆な面の方が多い。

まず、子どもは死の危険からはるかに遠くなった。昭和10年には10.67%もあった「乳児死亡率」は、60年には0.55%へと、実に20分の1にも激減した。5歳から9歳までの児童の死亡率も、19分の1になった。医療と公衆衛生の飛躍的向上はもちろんあったが、母親の熱心な監護と科学的知識に基づく看病も、これに貢献していることは間違いない。

それだけではない。子どもは、栄養の改善から身長・体重ともに大きくなり、生活水準の向上から小学生以上になると大部分の者に個室が与えられ、95%以上が高等学校へ、3人に1人が高等教育機関に

進学できるようになり、青少年の大部分がスポーツや長期旅行を楽しめるようになった。これは、昭和30年代までは、考えられもしなかったほどの環境の好転なのである。食えないための娘の身売りの悲哀は、数千人を単位として昭和34年頃まで常にあったのである。

更には、子の就職後も親は何かと援助し、結婚式や新婚旅行にも多額の出費と介入を惜しまない。つまり母親の大部分は、20年以上の長期間にわたって、子どもの面倒を労力的にも経済的にもみすぎるくらいよくみているというのが大勢である。

おそらくはそのために、最近の全国15～23歳の青少年一般の意識としては、90%の者が自己の家庭に満足し、学校生活にも80%の者が満足感を示している（昭和60年総務庁青少年対策本部「青少年の連帯感などに関する調査」）。しかもこれらの数値は、昭和45年、55年のいずれよりも向上しているのである。家庭・学校・地域・職場などに適応できず不満感を抱く青少年は、全体ではなく一部の存在であることをまずよく認識する必要がある。この限りでは、母親の養育活動が退化したとはとてもいえない。

5.育児の孤立化

それなのに、なぜ、日本の母子関係は悪化したと言われるのだろうか。

〈過保護と過干渉〉

まず基本的問題として、豊かになって経済的にも時間的にも余裕ができた母親による子の面倒のみすぎということが、〈過保護〉〈過干渉〉という事態につながり、戦前には少なかった、母子双方の心身症的な病理現象をひきおこしてきた。

これには、〈父親の育児不協力〉と、〈進学競争の激化〉という二つの大きな背景がある。長い労働で疲れ切った父親は、面倒なしつけや教育を母親に押し付けて、たまに加わってもいいかげんな一般論を言うだけなのは困ったことだが、それ以上に、生活競争に打ち勝つために、小学校時代から受験競争に追い立てざるをえない状況こそ、現代の最大問題であろう。そのため戦前に比べて、〈幼児期は明るくなった〉が〈思春期は暗くなった〉という暗転が見えるのである。

東京都のある母親は、昭和48年の『週刊朝日』に、次のような投書を寄せている。

「だれが好んで教育ママなどになるものか。私は古今東西を問わず、母親はやさしくあらねばならないと信じている。しかし、最近の自分の行動を振り返って暗澹たる気持ちになることがある。私が本気で腹を立て、ヒステリックに子どもをしかりつけるのは、子どもがいたずらをしたときでもなければ、人道にそむく行いをしたときでもない。子どもに家庭での学習をさせているときばかりである。ああ、学習指導にはズブの素人の母親が、何故かわいいわが子を怒りなぐり、『お母さんは好き！　でも勉強させるお母さんは大嫌い』といわれなければならないのか」。

〈子やらいの消滅〉

もっともこれには、親以外の者による育児援助がほとんど無くなってしまったこととも関係している。

戦前は、親元を離れた子どもに対しては社会が育成するという無言のルールがあった。〈子やらい〉の

習慣がそれである。口べらしを必要としない経済的には恵まれた家でも、一度は娘や息子を外に出した。女中奉公、行儀見習い、作男、でっち、塩ふみ、子守り奉公などに出して、その出した先の主人夫婦にきびしく仕込んでもらうことを当然視していたからである。それがしにくい村では、15、6歳から20歳ぐらいにかけて、娘宿や若衆宿を設け、それへの参加を求めた。

瀬川清子が言ったように「齢頃の者は齢頃の者同士一緒に生活しなければ、また他人にしつけてもらわなければ人間は一人前になれるものではない」という考えによるものであった。

「やらう」というのは、子どもをこっちへ来い、親に従って来いと前から引っぱるのではなくて、うしろから世の中へ追い込んでいくという意味だ。大きく成長していく子どもをむしろ親の手から突き離す、精神的な離乳である、と民俗学は解説している。

〈目標と基準の不在〉

では、戦前には何故このような他人によるしつけが可能だったのか。なによりも、社会全体の価値観が安定しており、子どもというのは地域全部のものであるという共有思想があったためであろう。また戦前では、それぞれの家族に応じたしつけの基準と目標が明確であったので、迷う恐れがなかったということが、親を自信あるものにしていた。けれども、戦後の家族ではそうはいかない。父親の出張が多い、単身赴任したり、あるいは夜遅くしか帰って来ない、という父親不在の問題がよく出る。

しかし、一番にあげなくてはならない条件の変化は、男の子が将来何の職業につくのかがわからない、ということではないかと私は思う。大学でも特定の技能的な学科にすすめば判断がつく。たとえば造船学科にいけば、たぶん造船会社へ就職するであろうという見当は自他ともにつく。芸術大学の音楽学部にはいれたら、これは音楽家になるという見当がつく。しかし、それは非常な特殊少数例で、大部分を占めるそうでない場合には、ほとんどわからない。一方、女の子の方も、女の子自身の就職ということもあるが、一般的には結婚の方がより大切で、それが20歳過ぎるまで、どういう職業の男性と結婚するのかが見当つかない。

これでは20歳過ぎまで、効率的なしつけの目標と基準が決まらない。いわんや10歳くらいのときに、人生目標を定めた効果的なしつけなどはできないのである。

以上のようなことから、現代の母子関係はすこぶる難しいことになってきた。しかし、その期間は、せいぜい子どもが11歳くらいから18歳位までのことである。歩むべき人生行路は、欧米の社会で見られるように、本来15歳から上は、本人の意思と能力で決定させるべきことなのである。日本は、依然年功序列賃金で初任給が非常に低いために、生活援助が長期間必要となるという事情があるにせよ、自分の子どもが、他人より少しでも有利に、より高収入になることだけを目指さなければ、受験競争はさして厳しいものではなくなる。

豊かな人間性を身につけた人間に育てることを第一の目標に、他人の目を気にせず、自信を持って真剣に子どもに対する。母親にとって、それ以外の王道はないのである。

特集・最も幸せな子どもたち

乳幼児の死亡率

——日本の動向と世界の問題——

平山宗宏（ひらやま むねひろ）
日本総合愛育研究所 所長

はじめに

わが国の乳児死亡率は、昭和62年には出生1,000当たり5.0と世界でも最低となった。その意味で日本の小児保健は世界の一流であり、少産少死の定着や寿命の延長も、乳幼児の低死亡率に支えられているといえる。こうした乳児死亡率の低下は喜ばしいことに違いないが、子どもの幸せは母子保健統計だけで考えるわけにいかないし、世界の、特に発展途上国では、現在でもなお高い乳児死亡率に象徴される生活環境の悪さが問題となっている。

ここでは、はじめにわが国の乳幼児死亡率の推移をその理由とともに整理し、途上国の現状と対策を考え、あわせてわが国のこれからの母子保健の問題を考えることにしよう。

わが国の乳幼児死亡率の推移

わが国の乳児死亡率がどのように低下してきたかを図1に示す。今から数十年前、大正末期から昭和初めには、乳児死亡率は100を越えていた。それが急速に低下し、戦争末期の空白はあるものの、戦後更にめざましく低下した様子がよくわかる。

1950年からの米国とスウェーデンの推移を併せて示したが、当初わが国の半分以下だった死亡率は今日では逆転してしまっている。わが国がこのような低下を短期間に成し遂げた理由は、諸外国の専門家も不思議に思うようで、よく質問を受ける。その返答を一言でいえば、小児医療の向上と小児保健サービス普及のおかげということになるが、後述するように国民全体の教育レベルの高さが大きな因子であろう。最近35年の乳児死亡率の推移を主要死亡原因別に見ると、図2のごとくである。急激な低下を示した死因の例は下痢・腸炎、肺炎・気管支炎であるが、これらはいずれも感染症であって、抗生剤を中心とした医療の発達によって治療可能となり、ある

図1 乳児死亡率の推移（出生1000対）

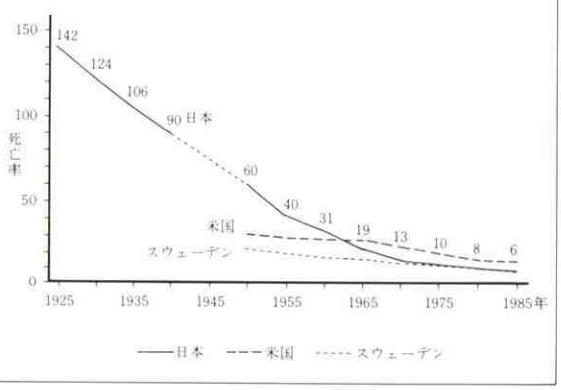

いは環境衛生の向上と予防接種の普及によって予防できるようになったためである。それに引き換え、先天異常や出生時の仮死（無ないし低酸素症）・損傷などは原因が出生前にあるため、治療や予防が困難で、この30年間減少させられないでいる。このため最近では、乳児死亡原因の１位、２位はこの２つが占めるようになったのである。

更に幼児死亡率は、1950年からの35年間に926.8から51.9となっている。これも20分の１に近い減少を示したものの、例えばスウェーデン32.8、オランダ48.1（いずれも1983年）に比べてまだ改善の余地がある。その原因を探るために死亡原因をみると、

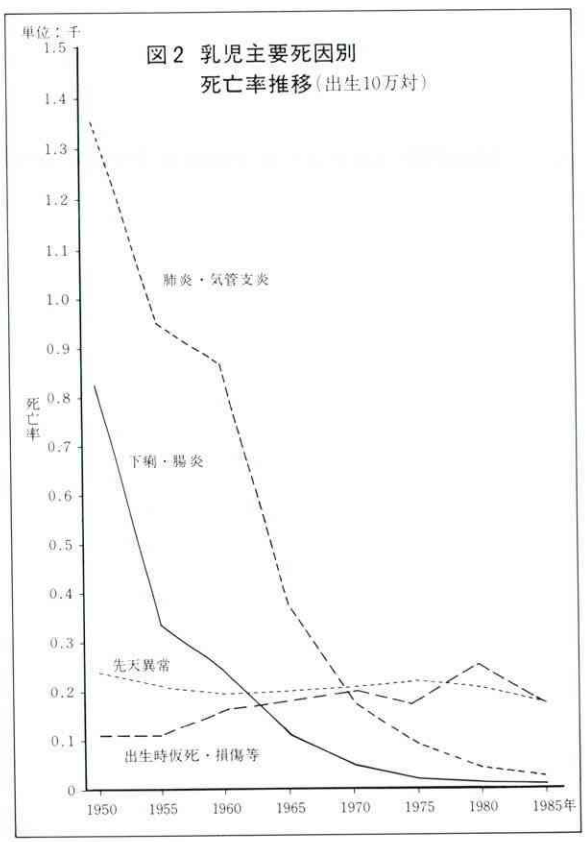

図２ 乳児主要死因別死亡率推移（出生10万対）

表１ 国別死亡原因別幼児死亡率（1～4歳）1983年

国名	全幼児死亡率	死亡原因				
		悪性新生物	循環器疾患	呼吸器疾患	先天異常	事故
日本	52.6	4.6	3.3	5.6	9.0	18.4
米国	57.6	4.6	2.7	3.6	7.5	22.5
フランス	57.4	6.0	2.3	3.1	7.5	18.7
オランダ	48.1	5.2	1.3	3.1	6.1	14.1
スウェーデン	32.8	5.5	0.8	1.8	8.3	8.6

表１のように、米国、フランスはわが国と事情が似ているが、スウェーデンやオランダに比べて事故による死亡率が高いことがわかる。つまり乳児死亡の場合同様、抗生剤の発達に基づく医療の進歩によって死亡率のめざましい改善があった一方で、近代化社会の中の事故の多発が目立ってきているということであろう。事故の予防には、生活環境、交通手段の見直しと、安全教育の必要性が強調されよう。

発展途上国の乳幼児死亡率

わが国の乳幼児死亡率低下の現状が世界でも一流になったのに対し、発展途上国ではなお乳児死亡率100を越える状態が続いている。既に５という低率に達したわが国としては、これらの国に援助して子どもを守る努力をすべきである。高い乳幼児死亡率の原因が感染症に基づいていることはわかっているので、その援助の方向は予防接種と地域母子保健の向上である。既に国際協力事業団（JICA）を中心とした援助も緒についたし、WHOの推進するEPI（拡大予防接種計画）にも協力する体制がとられつつあるが、今後なお積極的な努力が必要である。予防接種

により予防可能な疾患で、現在途上国で小児の命を最も脅かしている感染症は、麻疹、破傷風、ジフテリア、百日咳などである。下痢に対しては、UNICEFを中心に経口補液が勧められており（必要な塩類のパックを僻地に至るまで配布し、下痢の時はこれをきれいな水に溶解して飲ませることを勧める）、効果を上げているようである。コレラや赤痢をはじめとする下痢症は小児の大敵であるが、有効な予防接種がないため、予防には環境衛生の向上を必要とする。しかしその実現には、膨大な費用と住民の衛生教育が必要であり、急速な改善の望めないのが実状である。まず予防接種で防げる感染症から始めて、気長に住民の教育を続けるしかないであろう。

表2 アジアにおける主要国別乳児死亡率と女性の小学校就学率

（UNICEF資料）

国名	全人口（千人）	乳児人口（千人）	粗出生率（人口千対）	乳児死亡率（出生千対）	女子就学率（%）
1965年					
バングラディシュ	58,373	2,169	52	160	31
インドネシア	107,040	3,646	44	137	65
パキスタン	57,211	2,375	50	150	20
フイリピン	32,491	1,225	—	—	111
タイ	31,778	1,178	—	90	74
インド	491,435	17,860	—	90	57
ネパール	10,343	368	—	208	4
中国	728,567	22,083	—	—	—
日本	98,881	1,798	19	19	100
1985年					
バングラディシュ	101,147	3,811	43	124	50
インドネシア	164,887	4,211	32	96	116
パキスタン	94,730	3,858	42	115	31
フイリピン	54,479	1,557	32	57	107
タイ	51,705	1,395	26	44	97
インド	749,833	20,326	32	105	69
ネパール	16,534	596	41	134	47
中国	1,068,222	23,858	19	36	107
日本	120,684	1,527	12	6	100

保健衛生の知識を住民に与え、自発的な取り組みに高めていくには、やはり読み書きの教育から始め、母親つまり女性の意識と地位を高める必要がある。表2は、アジア地域でのいくつかの国の人口、出生率、それに乳児死亡率と女性の小学校就学率とを示したものである。ここには1965年と85年の数字を比較して示したが、現在でも乳児死亡率100を越す国では女子就学率（読み書きのできる識字率とほぼ同じ意味になろう）の低いことがわかる。

この表で読みとって頂きたいことは他にもある。それは人口問題で、これらの国々ではこの20年間の人口増加が相当にめざましい。65年を基準にしてみれば、日本のみがこの間の増加が20%で、他の国は30%から50%以上にものぼる。もちろん途上国における人口動態の統計そのものが従来不備であったから、この数字の動きをそのまま鵜呑みにすることはできないが、多くの国で人口問題を国の重要施策に取り上げている。つまり世界における人口爆発といわれ、国連で重要視している問題である。中国では最も真剣に取り組み、一人っ子政策という強引ともみえる方式を推進して出生率を下げることに成功しているが、他の国での人口増加抑制は全くといえるほど成功していない。

わが国は政策として出産制限を企図したことはないが、近年の出生率の低下が著しい。これは住居事情の悪さと教育費の高さから、国民が自発的に子供数を減らしたためと考えられている。この低下は将来のわが国の活力低下につながるのではないかと憂慮する意見もでてきている。家族計画という言葉は

かつては産児制限と同義語であったが、わが国では両親の都合のよい時期に欲しいだけの数の子どもを生み育てようという、計画育児の意味になっている。

途上国からはこの家族計画についての援助の申し込みも多い。JICAにも家族計画関係を担当する室が特別にあるが、ある国が政策として人口問題を重視しているということと、現地住民のニーズとは全く別である点が、この援助の難しいところである。発展途上地域の住民は、乳幼児死亡率の高さの故に多くの子どもを生んでおく必要があるし、子どもも労働力である。地域によっては、部族の人数の多いことが勢力を示すことになるし、もちろん宗教や風習の力も大きい。特に人口政策を先進国のエゴととられることには最も注意しなければなるまい。こうした配慮や実効を考慮して、JICAによるわが国からの家族計画の援助は次の3方式のいずれかとなっている。すなわち、

①地域における母子保健の向上を援助して乳幼児死亡率を下げ、また健康教育により住民に家族計画の利点と方法を理解させ、将来的に出生率を下げる。

②教育・広報を援助するために視聴覚教育に必要な機材、教材作成の技術の面での協力。

③人口統計をとり、解析するための機材や技術の援助。の3本である。

以上のうち①の母子保健インテグレート型の援助が、本稿と関連が深いことになる。逆に、母子保健の援助として感染症予防のプログラムを組む時には、その成功の暁に人口過剰がくることを計算にいれ、家族計画との組み合わせを考慮しておく必要があろう。

乳児死亡率世界最低時代の母子保健

さて、乳児死亡率が世界最低となった現在、わが国の母子保健は今後どうあるべきであろうか。実はわれわれ母子保健関係者はかなりの危機感を持っている。その理由を挙げてみよう。

(1)高齢化社会を支える者は誰か。

少産少死が定着し、高齢化社会に確実に向かっていく時、これを支える者は労働人口に当たる人たちである。今から20年前には、労働人口(15歳～64歳)と高齢人口(65歳以上)の比は12：1であった。それが現在は7：1から6：1に近づいている。そして20年後には3：1になると予測されている(厚生省人口問題研究所)。3：1とは言い替えれば、3人の働き盛りの人で1人のお年寄りの面倒を見なければならない計算であり、これはかなりたいへんなことである。この近い将来の社会を担ってくれる今の子どもたち、これから生まれてくる子どもたちの健康は極めて大切であり、単に病気がないというだけではなく、体力の面でも気力の面でも充実した大人であってくれなければならない。このためにはこれからの母子保健をその方向で立て直さなくてはならない。従来は、例えば健診で病気の早期発見・早期治療を大きな目的にしてきたが、今後はそれにとどまらず、健康度の向上という広い視野からの総合的対策を必要としよう。

(2)母子保健関連の行政と法の整備が必要

上述のようにこれからの母子保健はますますその重要性を増すが、現実には高齢者対策に追われて母子保健の手抜きがおこる危険性がある。特に老人保健法の発足以来、その実施主体の市町村では、財政と人手の不足からどこかの手抜きを必要としている

ところもある。その時、子どもの死亡率が下がったからといって母子保健が手抜きの対象になりやすいし、現にそうした情報も多い。この対策としては、関係者の母子保健に対する理解と努力が第一であるが、行政的に枠をはめるためには、母子保健法を老人保健法と並ぶ形で整備し、少なくとも現在実績としてある各種母子保健サービスを取り込んでおく必要がある。また市町村の人材を充実するとともに、保健所との役割分担を早急に整理する必要もある。

(3)母子をめぐる社会環境を考えよう

母子保健の重要性にもかかわらず、母子をめぐる社会環境は大きく変化しつつあり、それが子どもの心身の健康に及ぼす影響も大きい。

例えば、育児に未熟な母親が増加しているといわれる。自分が出産してはじめて赤ん坊にさわったという母親が増えているといわれるが、これは今の若い母親の世代は既にきょうだいが少なく、近所付き合いや親戚付き合いも減っているので、子守の経験がないことによっていよう。それでも里帰り分娩をしたり、おばあちゃんが応援にきてくれる家庭はよいが、病産院を退院してそのまま若夫婦だけで育児をしなければならない時、下手をすると、育児ノイローゼになったり、自信がないので早くから乳児保育に依存して育児を人頼みにしたりということにもなりかねない。

今後仕事を持つ女性がますます増えるのは当然だが、母子関係の確立のためには、少なくとも乳児期は母親が自分で子育てをしてくれるのが望ましいとされる。スキンシップを介しての母子関係の確立は父親や他人ではなし得ないものがあるようで、このためには少なくとも1年間の育児休業制度を確立したい。欧州では東西を問わずこの制度が定着しているが、わが国では小中学校の教師と、病院勤務の看護婦以外はまだ少ない。労働省では企業での採用を勧めているが、容易に受け入れられないのは残念である。

前述の不慣れな母親対策としても役立つと思うのだが、学校や地域の子ども会などで、年齢の違う子どもたちを一緒に活動させ、大きい子が小さい子の面倒を見る機会をつくっているのは好ましい。老人との交流の場を設けている学校や保育所の試みも、三世代同居の少なくなった昨今、子どもが老人の経験を知って尊敬し、老人には生き甲斐の機会ともなるのでよい企画だと思う。

近頃の子どもの体がおかしいという言い方がマスコミでされたことがあったが、筆者は医学的にその心配はないと思うものの、子どもの体力や運動能力の点で気になることはある。自律神経の調子を整え、事故を防ぐ運動能力を身につけるなどのためには、薄着やはだしで飛び回れることはよいことに違いないし、冒険遊びのできる場所も整備してやりたい。けがをした時の責任だけを気にして積極的な運動や遊びをさせないという姿勢では、これからのたいへんな社会を担ってくれる人材は育たない。

おわりに

乳幼児の死亡率の推移を話題の中心にして、わが国の母子保健のあり方について考えてみた。またアジアの途上国の母子保健統計からわが国の医療援助の方向についても考えた。いずれも大切な問題なので本書の読者の方々からもぜひご意見を伺いたい。

子どもたちの豊かな未来のために

座談会

〔出席者〕五十音順
副田義也
筑波大学教授
田村満喜枝
マリッジ・カウンセラー
宮澤康人
東京大学教授

〔司会者〕
平井信義
大妻女子大学教授

子どもの苦しみ、親の悩み

平井　児童福祉法が昭和22年に制定されて今年で丸40年になります。この間の急激な社会の動きに伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わりました。物質的に豊かになり、あらゆる技術が進歩し、社会的制度やシステムも整備された結果、例えば、乳児死亡率は世界一を記録するほど急速に低下し、体格も立派になりました。教育の面では、教育の機会が誰にでも平等に与えられています。そのような観点からいえば、40年前の子どもたちに比べ、いまの子どもたちは幸せであるといえるでしょう。しかし、体力、持久力の点では弱くなったといわれますし、また教育現場では落ちこぼれが問題となっています。このような現実を目にすると、果たしていまの子どもたちは本当に幸せなのか、と思わざるをえません。

今回の特集は〝最も幸せな子どもたち〟をテーマに、この40年間に子どもたちの周りにどのような問題が派生し、それが今後どのように変わっていくのか、そして子どもたちの豊かな未来のために私たちは何をしたらいいのかについて、考えてみたいと思います。そこで、教育を通して直接あるいは間接的に子どもたちとかかわりをお持ちの副田先生、宮澤先生、そして現在はマリッジ・カウンセラーをされていますが、東京家庭裁判所の調停委員もされたご経験からいろいろな家族を見てこられた田村先生にお集まりいただきました。今回の特集では、この座談会に合わせて、4名の先生方にそれぞれ教育、家族、保健そして物質面からとらえた子どもの幸せについてご執筆いただいております。この4名の先生方にご考察いただ

きましたテーマも含めて、幅広い見地からご意見をいただき、子どもの幸せを探ってみたいと考えます。

まず、それぞれのお立場から、子どもたちを取り巻く社会環境で、いま問題と思われることについてお聞かせいただきたいと思います。

副田　気になることは、やはり今の日本の教育の問題です。少なくとも教育の面では、日本の子どもたちは幸せというわけにはいかないでしょう。特に小学校高学年から中学生にかけての時期に、受験戦争に備えた知育偏重の教育が行われ、それに子どもたちが苦しんでいるという実態があります。私も子をもつ親ですが、親の立場としては、子どもたちの苦しみに対して家族・家庭はどう対応したらいいのかについて考え、解決をみつけたいのですが、どうも家族だけでは対応しきれないほど大きな問題が現在の教育にはあるように思われます。

宮澤　日本だけではなく、欧米先進諸国においても、近代社会は、子どもを幸せにする社会づくりを目指しましたが、現実はその願望とは裏腹な方向に進んでいます。日本の今の子どもの不幸せの原因は、単に親子の関係、教師と生徒の関係だけがゆがんでいるためとは思えません。家庭や学校だけに問題があるのではなく、社会全体の大人と子どもを結びつけている関係のシステムが、狂ってきているのではないかと感じています。

田村　私は、夫婦関係を主にした家族のカウンセリングを通して、むしろ不幸せな方々と一緒に歩いてきました。そうした経験から言いますと、以前は8、9割のケースが、お手伝いをしていくうちに元の状態を取り戻していけたのですが、最近はそれが大変むずかしくなっています。それぞれ大人がとても自己中心的で、そのうえ目先のことしか見なくなってきていることに原因があるように思われます。夫婦間の問題が直接的なことだとはいっても、子どもはその両親を基盤に依存し安定して成長していくのですから、当然いろいろな形で、多大な影響を受けることになります。そうした家族のなかで見られる子どもの姿は、大人中心の家族のなかで置き去られているような気がします。子どもの幸せは、安定した家庭のなかにこそあるわけですから、家庭のなかでの幸せからは遠くなってきているように思います。

教育システムの行詰まり

平井　お三方とも、幸せという言葉には抵抗をお感じになるほど、現代の子どもたちが置かれている状況はよくないということです。私もずっと教育にかかわっていますが、最近の教育現場はかなり荒廃しています。その影響を受けて、家庭のしつけも、パーソナリティーを育むことよりは、学力優先となっています。この問題の底流にあるものは何でしょうか。

副田　それを言い当てる自信はありませんが、宮澤先生がおっしゃった、大人と子どもの間のシステムの狂いが教育の場にも出てきているのではないでしょうか。いま、日本の学校教育、特に中等教育のシステム全体が行き詰まっており、これは日本だけの現象ではなく、先進資本主義社会のほとんどに共通して見い出だされるものです。

中等教育のシステムの行き詰まりの背景には2つの条件があると思います。ひとつは、高等教育が一般化したことです。一般に、高等教育が一般化する

と、中等教育が、大学進学者のための準備教育と、中等教育だけで終えて働く人たちの完成教育の２本建てになります。優秀な生徒と教師は準備教育のほうに進むので、大学進学率が高くなればなるほど、完成教育の現場で勉強する子どもたちは劣等感を持ち、更にそれに根ざした逸脱行動が現われてきます。いわゆる勉強ぎらい、学校に対する拒否的な態度、反社会的な行動です。

もう一つの条件は、社会が非常に豊かになった結果、豊かな生活が当然のこととなってしまい、豊かさを獲得するために、一所懸命勉強したり、努力をしようという考え方がなくなってしまったことです。そうなると、価値意識が多様化して、勉強が出来るということが数多くある価値のうちの一つでしかなくなるため、子どもたちは勉強以外のことで自己を主張するようになります。にもかかわらず、学校が依然として勉強だけを目的とした場であるため、子どもにとって学校は、自分が価値を認めていないものを強制される場ということになります。制度面からこうした問題にどう対応するかを考えなければいけないと思います。

司会の平井信義氏

宮澤　アメリカでは、教育の機会が均等に与えられた結果、いまや大学進学者が半数を越え、大学卒業の資格を持っていることが何ら特権ではなくなっています。このように学歴のもつ価値が薄められてくると、物理学や代数学など、これまですべての子どもにとって必ずしも必要がなかった勉強を全員が強いられることになります。しかも、資格を持っていないことがマイナスになりますから、いずれにしても、子どもたちにとって、学校が負担になってきます。これを解決するためには、まず、教育の機会均等の考え方の裏にひそむ競争と画一主義という否定面をきちんと押えておく必要があります。

更に、近代社会は学校に重きを置きすぎて、子育ての機能をすべて学校に任せてしまいました。その学校の機能がマイナスの方向に働いた結果、いろいろな問題が起きてきていると思います。ですから、一人前の社会人に育てる手立てを学校だけに全て期待するという近代社会の考え方を改めていかなければなりません。

望まれる教育現場の柔軟な対応

平井　そうしますと、現在の教育システムをどうすればいいでしょうか。私は、日本の社会には出世主義に裏付けされた学歴偏重がかなり根強くあり、それが高校・大学の進学率を高くする結果になっていると思います。しかし一方、高い進学率の陰で、落ちこぼれていく子の数が高校では多くなっていますが…。

宮澤　例えば、中学１年で英語に興味をもつ子もいれば、大人になって初めて英語に興味をもち伸びる人もいます。それにもかかわらず、学校制度を6、3、

3、4年に分けて一律に教育の機会を与え、しかも学力を試験によって振り分けてしまうことは、子どもの個性を育てることからは非常に不合理なことです。一人ひとり伸びていくスピードが違うわけですから、各人に合わせた学年制やカリキュラムが出来るといいと思います。

もうひとつは、中学を終えた段階で、勉強をしたくない子は社会に出ていろいろな体験をしてみる。そして、社会が何を求めているかを体験し、本当に自分が勉強したいことを見つけたうえで、高校に入り、大学に進むという、回り道が出来るような制度にしてはどうでしょうか。アメリカは日本以上に機会均等の国ですから、同じレベル、同じ年齢で競争するのがフェアだという考え方が強くありますが、その反面で、このような回り道をかなり寛容に認めるようになってきています。大学の勉強に全然関心をもたない学生がいることは、社会にとっても大学にとっても、そしてまた本人にとってもマイナスだということが次第に認識されるにしたがって、学校は、本人が本当に必要性を感じたことを勉強する場であるというように、少しずつ考え方が変わってきつつあります。大学進学率が頭打ちになってきていることからも、学校以外のところで、社会人として一人前になるための、自分なりの道を見つけようとする若い人たちの人生選択が始まっていることがうかがわれます。日本はアメリカより更に画一化された社会ですし、タテ社会でもありますから、この考え方を受入れるのはなかなかむずかしいのですが、アメリカが進みつつある方向と同じような方向に進んでいってほしいものです。

田村　日本は、6年でやると決められたことを9年かけてやると、それだけで問題視される社会です。例えば、結婚の場合、相手の身上書をみて、何年浪人や留年したか、どうしてしたかなどと詮索し、それだけで相手を評価する親が数多くいます。就職の際も不利になります。個々の親だけではなく、社会全体が回り道をすることについて柔軟に受け止めるようにならなければ、この問題の解決はむずかしいですね。

しかし、最近は産業界の採用条件が少しずつですが、変わってきているようです。以前は帰国子女は就職に不利だといわれていましたが、日本経済が国際化を迎えたいま、むしろ有利になってきているようです。産業界の採用条件も時代とともに変わってきているのですから、教育現場も柔軟な対応ができるシステムが必要だと思いますね。

求められる多様な教育システム

平井　つまり、将来、多様な生き方が出来るような学校のシステムづくりが必要だということですね。私は、ゆっくりかみしめながら人生を送っていけるようにするための教育的背景として、就学年限を伸

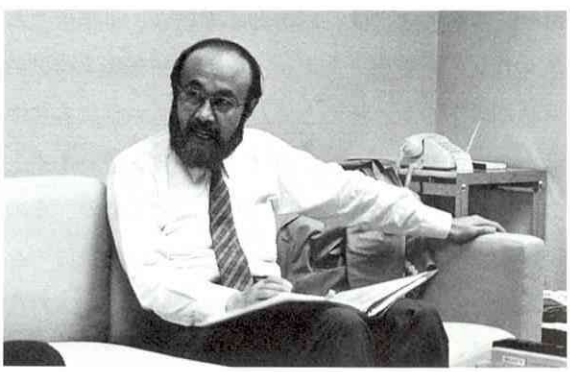

宮澤康人氏

ばしてはどうかと考えています。とにかく超特急で走ってしまいますから、辺りの景色が数秒間で過ぎ去ってしまい、そのすばらしさが味わえない状況です。

ところで、家族全員がフランスで数年を過ごした後帰ってきた若い画家夫婦と先日話す機会がありました。子どもたちはいわゆる帰国子女ですね。上の女の子は高校に適応できず、学校をやめ、好きなフランス文学の勉強を始めました。いま夢中になってやっています。下の男の子は彫刻が好きで、学校の机に龍の彫刻をしたんだそうです。先生から困るから消してくれといわれて親は学校に行ったんですが、なんと、その机に磨きをかけてきたそうなんです。ですから、更にすばらしい龍の彫刻ができあがったというのです。そのうえ、その子のおじいさんがこの話を聞いて『そういうことは卒業間際にやるべきだよ』と答えたという、非常におおらかな家族なのです。この家族は、学歴、ライセンスにとらわれずに、それぞれが豊かな人生を送るのではないかと思います。このようにいまの学歴偏重の社会に、アンチな気持ちをもつ家族がふえていけば、私は子どもたちをいまの苦しみから救えるのではないかと思いますね。

田村　有名校志向は、以前は小学校３、４年生ごろから目立ったと思いますが、いまは幼稚園入園以前の時期に下がり、そのころから親たちの目は有名中学から大学を目指すことに向いていると思います。公立中学の内申で振り分けられる高校受験が、その子の大学への道を大きく方向づけ、更に就職につながるという現実があります。中学では親がPTAの役員をしていたり、学校の手伝いをして、学校の事情に精通することが子どもの内申の援助になるというわけで、学校教師への強い従属感があります。それが学歴偏重の根のように思います。よく子どもを虜にとられているから、言いたいことも言えないと言う母親の声を聞きます。

副田　大学受験のあり方が、中学･高校教育に影響を及ぼしたことは事実です。大学の入学試験が学力一本やりで行われているうちは、現在の教育問題は解決しないのではないでしょうか。私どもの大学では推薦入試制度を採用しています。これは各高等学校が推薦してきた生徒に面接をして、学業成績以外に、スポーツや自治会の活動、地域の奉仕活動の記録なども勘案しながら合否を決めるのです。これは私見ですが、国立大学が推薦入試で合格者の半数を採れば、受験戦争は様相を変えるのではないかと思います。

宮澤　推薦入試制度には、大学教師の反発だけではなく、中学生、高校生も複雑な受け止め方をしているようです。いまの日本の風土のなかで推薦制になると、学校教師に対する従属感がもっと強くなり、学校生活がいまより息苦しいものになるのではないでしょうか。

平井　欧米との比較で考えたとき、わが国にはタテ社会の意識が強いという社会的背景があります。その強さが教育の現場に一番残っているという感じがしますね。

副田　タテ社会の弊害は教師・生徒関係において非常に強く感じます。このことを一番感じるのは、体罰の問題です。NHKの世論調査などをみても、中学生、高校生の６割ぐらいが教師から殴られた経験を持ってます。日本の学校は兵営的な規律が好きです。小さな軍隊のように子どもたちを組織だてて動かし、それによってお行儀がいいとかしつけがよくできて

いるといった評価をします。教室でもシーンとしていて、静粛なクラスがいいとされます。先日あるシンポジウムで、東京大学の行政学の大森先生が『いい先生のクラスほどうるさい、生徒がガヤガヤやっている』と言われたのが、とても印象的でしたね。

平井　私の孫は小学校2年生までイギリスにいました。習慣は違うし、言葉はできなかったのですが、非常に楽しい経験をして帰ってきました。帰国して日本の学校に入ったら、問題児扱いされてしまい、よく嫁が学校に呼び出されました。家にいるときと全く変わらない行動をしていて、いわゆる騒がしい生徒に属したわけです。教師はそれが問題だというのです。ところが、4年生になったら、先生との関係をうまくやるようになったらしくて、全く呼出しがありません。先生の前ではうまくやって、どこか他で発散しているのでしょうか。ドイツの精神分析学者のアリス・ミラーが『教育やしつけという名目による魂の殺人』ということをいっていますが、私は、いまの日本の教育は、子どもの内的な欲求や自由を抑圧して、魂を殺しているのではないかと思います。

子どもの自発性や自主性を促すために、教育の内容をどうしたらいいでしょうか。

副田　現在の教育現場には教えすぎる、教える内容が多すぎる、という問題があります。基本的には、授業の負担を軽くする方向に学校教育をもっていくべきです。底辺校になると、公式に定められている年間の教科内容の3分の1も1年間に教えられない状況です。なぜ、このような無理が生じてきているのかを、高校の教科書の作成過程に実際に携わった経験から考えてみますと、その元は教師集団にあります。担当時間を他の教科より多く、あるいは少なくとも同じように確保することによって、教師が自分たちの立場を確保するわけです。そのため、子どもたちが、詰め込むことが無理な量の勉強を押し付けられる結果となっています。とてもむずかしい問題ですが、この点を明るみに出して、教える内容を減らしていかなければなりません。文部省がいう〝ゆとりの教育〟は、ぜひとも実現の方向に進んでもらいたいと思います。更に、近々実現するであろうといわれる学校の5日制もぜひやってほしいものです。ただし、残りの2日間を塾の勉強で費やすようになっては元の木阿弥なので、そこに工夫がいります。

平井　〝ゆとりの教育〟の提案が出されたとき、私は文部省の仕事をしていましたが、校長先生たちから『ゆとりをどうしたらいいかを文部省が示せ』という声が上がったんです。それにはみんな、がく然としました。その次に何をしたかといいますと、土曜日にゆとりの時間を設けました。ゆとりの時間をつくっても、あとは詰込む。ゆとりというのは心の持ち方の問題です。教師自身がゆとりのある生活とは何かを考えるべきなのですが、それをしないところに教師の心の貧しさがあるのではないでしょうか。

現代の孤立化した家族

宮澤　大人全体が次の世代のモデルであった伝統的社会と違って、近代社会は、子育ての機能を学校の教師だけ、あるいは親だけに押しつけてしまい、それにかかわらない第三者の大人は無責任でいられるようなシステムをつくってきました。そのため教師は、問題が起きても、学校内だけで解決しなければならず、

ますます社会から孤立してしまったように思います。

それと同じように、親も子育てにおいては社会から孤立しているといえるでしょう。しかし、この孤立は近代の親自らが望んできたことでもあります。好き合った一人の男と一人の女が、先祖から伝わる伝統からも、かつての村の共同体からも、あるいは親類からさえも拘束されることをきらい、2人だけの純粋な家庭をつくろうとしてきた結果です。これは子育てに関しても同じで、他人あるいは近所の年上の子どもなどの悪い影響を排除して、親がわが子を純粋にかわいがり、一番いいと思うように育てようとして、自ら望んで家庭を孤立化させてきました。

ところが、子どもは思春期になると、親の監視の目を離れて行動半径が広くなります。親の目から見て問題のある行動をし始めたとき、それに対して親は全く無力です。誰も助けてくれないし、助けを外に求めると家の恥を世間にさらすことになるというわけで、社会から孤立して家庭のなかだけで子どもと向き合うことになります。その意味では、親自身が、あるいは夫婦自身が望んで孤立を招いておきながら、子育てについては、自分たちだけでは解決できずに、社会全体の支えを求めるという、非常に矛盾した状況にあると思います。

田村満喜枝氏

副田　いまのお話は非常に面白く伺いました。好きなもの同士が一対一で相対し、社会から孤立するというのは、ある意味では青年期のロマンティック・ラブにおける理想の人間関係のあり方です。30代、40代になっても、このような一面的な愛の本質についての価値観をもつ人がふえており、これは日本だけではなく、アメリカや西ドイツでも同様です。

田村　近年の離婚率は、全体としては低下傾向にありますが、中高年の離婚率の上昇と件数の伸びが顕著になっています。お話の出た30代、40代に相当するわけです。この離婚率の伸びがロマンティック・ラブの結果かどうかはわかりませんが、始めにも申しましたように、自己中心的であるがゆえの結婚が家族の崩壊を増加させているともいえます。中高年ですから、必然的に子どもを連れての離婚が増えていることにもつながるわけです。

以前の親は大人の悩みを子どもにあまり言いませんでしたが、このごろは小さい子どもにさえも、離婚しようかどうしようかと、言葉は選ぶでしょうが、その気持ちを相談するんですね。最近は親が離婚をしていると入れない幼稚園や小学校があるため、やむをえず別居のまま夫婦の形をとるケースもあります。ですから、子どもは生活の面でも被害を被るし、精神的にも両親の葛藤を受け入れざるをえないわけです。『お父さんが日曜日に帰ってくる。一日一緒に過ごして帰る。それでいいじゃないか。名字が変わるのはいやだから、お母さん、わがまま言わないでくれ』と、はっきり言った小学生もいます。変わっ

てきた夫婦関係のなかで、子どもも変わったきているわけです。このようなケースをみていると、従来の家制度に基づいた家族観が解体し、それにかわって、親子の関係より夫婦の関係を優先する意識が強くなってきているように思います。

更に、カウンセリングを通して感じるのは、夫婦間の性のモラルが変わってきたことです。最近、家庭をもった50歳代の男性と関係をもつ相手に、21、2歳の若い女性がなるケースが目立ちます。それが家庭の崩壊につながるケースも数多くあります。アメリカの離婚統計によると、近年は結婚する夫婦の2組のうち1組が離婚し、その子どもの70%がまた離婚するといわれています。わが国でも、家庭の崩壊は重大な関心事だと思います。

副田　大学生、高校生を対象にした総理府の性行動の調査をみると、否応なく性の解放化へ向かっています。流れとしては、婚前交渉が次第に一般化し、特にその速度が女の子のほうが早いという現象がいくつかみられます。学生の論文で性行動について取り上げる者が少しずつ増えています。女子学生が堂々と自分と仲間の性行動の体験を書いて、われわれに読ませるわけです。親の価値観がそう急速に変わるとは思えませんが、この性の解放化は動かせないと思います。

これからの家族像

平井　同棲志向というのは、子どもをつくらないで、いやならば別れればいいというのですが、この場合はロマンティック・ラブが永久に成立しないとも限りませんね。これからの家族を考えると、同棲志向が増えるということでしょうか。

副田　私は、青年期のロマンティック・ラブの価値観だけで、果たして夫婦とか家族が支えられるのだろうか、と疑問に思います。恐らく支えられないと言うべきでしょう。今後、愛に対する一面的な価値観が一般化し、更に性の解放化が進んで、それらが家族制度の崩壊に拍車をかけることになるのでは困りますから、家族・家庭のあり方とそれらをどう両立させるかが問題です。

民族あるいは社会の安定、繁栄の基礎に堅実な家族生活があることは、誰も否定できないと思いますが、西ドイツやアメリカのように従来の家族制度が揺らいできているのも事実です。日本がそのあとを追うか追わないかは意見の分れるところですが、私は、社会全体からみると、家族制度が衰退していく方向に動いているという、大変悲観的な気持ちをもっています。ひとつの民族、ひとつの国民社会が安定と繁栄を誇れば、その次に衰退の時期が来るというのは、歴史の必然として防ぎようがないのではないか。別の言い方をすると、人間というものは物質的豊かさを手に入れてしまうと、反社会的な方向に

副田義也氏

自ずから傾いていくもので、それを家族の場合でみると、個々人はそれぞれ止むに止まれぬロマンティック・ラブの気持ちで家族を構成し、生きているんでしょうが、社会全体としてみると、結果として家族を衰退させていく方向に動いていく、ということです。わが国は、世界的にみても比較の対象がないくらい短期間に繁栄に向かって走りましたが、既に衰退の徴候が現れているのではないかというのが私の考えです。

宮澤　私も同じように、非常に悲観的な見方をしています。西洋の近代人は、これまでの人類史に前例がないほど人間を解放しましたが、一人ひとりを解放した反面、社会の安定の基盤である従来の家族制度を壊しかねない価値観をつくりあげてきたように思います。西洋人はその矛盾を認めまいとしてきましたが、ここにきて認めざるをえなくなってきています。それで家族の崩壊はヨーロッパ文明の危機ではないかという受止め方をして、それをなんとか回避するための方策を練っていますが、決定的な方策がみつからないでいます。ですから、このままいくと、古代ギリシャやローマがあれほどの力を誇りながらも衰退していったと同じように、アメリカもヨーロッパも、内側から崩壊していくのではないかと考えます。私もどうしたらいいかわかりませんが、韓国の例で考えてみますと、今日の韓国の経済的発展を支えているのは、韓国の家族制度ではないかと思います。いま、韓国は不倫など反道徳的なことに対しては、戦前の日本以上に厳しい国です。しかし韓国が日本と同じように、更に強力な経済的地位を占めたのちも、いまと同じような家族制度を基盤にした社会秩序が保てるかどうか、それが次の21世紀の人類社会を占う重要な視点になるような気がします。

21世紀の子どもの幸せのために

平井　社会的、歴史的な流れをみると、次の時代の子どもたちの環境は悲観的だというお話ですが、幸せな環境をつくるために、私たちはどうしたらいいでしょうか。

副田　家族なり結婚なりの将来を考え、この問題を解決に導くとしたら、家族道徳、性道徳をどうやって再建するかということでしょう。そのことをめぐるいくつかの議論をみますと、欧米の場合、かつてのように聖なるものの力、つまり神、宗教に頼って家族道徳、性道徳を再建することは無理だろう、といわれています。そうなると、人間だけで道徳を再建しなければならず、恐らくはその様式を洗練させるという方向で道徳を再建するほかないのではないか、と思います。つまり男と女の間の人間関係の取り結び方を、現代人の美意識から見て望ましいと思う方向で再建していくというのが、ひとつの方法だと思います。

仮に道徳が再建できたとしても、他の家族よりも不幸な生活状態に置かれる家族や、他の子どもより困難な生活環境に置かれる子どもたちはたくさん出てくるでしょう。それに対応するのはやはり社会的な政策、制度です。少なくとも、われわれが展望のきく時間的な範囲では、道徳の再建と福祉国家体制の強化の二面作戦でやらざるを得ないだろうと思います。

宮澤　結論的に言うのは非常にむずかしいんですが、日本の次の世代はわれわれの悲観的な心配を越えて、

全く新しいライフスタイルをつくっていくだろうとは思います。ただ、われわれ大人としても、ライフスタイルを変えていかなければならないという課題を、あらゆる面でこれからますます強く要求されていくと思います。

そのひとつが家族の問題です。子どもにとって家族が非常に大事な環境であることは確かですが、一方ではその家族からもできるだけ自由になるという考え方が必要になるような気がします。私は〝子どもの定年制〟と言っていますが、思春期になったら子どもは、自立に向けて親元を離れて生きることが当たり前であるという考え方に変えていかなければならないと思います。親の方も〝わが子だけ〟意識から解放される必要があります。同時に、親元を離れた子どもたちを受け入れる社会の受け皿を時間をかけて工夫していく必要があると思います。

もうひとつは、世界経済の中での日本の経済的地位の問題に関連しますが、生活を簡素化していく方向に、日本人はライフスタイルを変えていかなければいけないということがあると思います。東南アジアの一人の子どもが消費する地球の資源、エネルギーの量に対して、日本の子どものそれは50倍だそうです。各国が日本並みの資源をつかうようになったら、地球の資源は枯渇するし、地球上の生態系が壊れて、人間自身の生存も危ぶまれます。これまでのように、生活水準をいまより上げるために物質的な豊かさを更に追求することを目標にして、次の世代の教育をするのはもう限界に達しているのではないかと思います。生活をもっと簡素化するというと、これまでの進歩に対して、むしろ一見すると退歩と思える価値観ですが、この価値観の転換が重要なことではないでしょうか。

田村　私たちが子どもの時代には、物への感謝や命への慈しみを自分が気がつかないうちに教えられたように思います。いまの子どもは、すべて物は使い捨て、使い放題、そういう環境で育っているため、人に対しても使い捨てとか、命への感謝が足りなくなるのではないかと思います。その意味で、そういうことをしっかり子どもに植えつけていきたいですね。

最近はファミコンが流行っています。見ていると、宇宙軍をやっつけて、爆弾がくると逃げるというやり方でレベルアップしていくゲームなんですね。そういうなかに子どもが浸りきって、きれいな物語を読んだり、友達と自然のなかで遊ぶことをつまらないと感じるようになっていくのは恐ろしいですね。自然のなかで友達と遊ぶことは非常に貴重で、夏休みにキャンプなどを経験させることは大切です。豊かな人間性を育むように、遊びそのものも変わってほしいですね。

平井　子育て論からいうと、子どもは母親との情緒的な結びつきをベースにして成長していきます。ですから、いまのような手抜きの子育てをすると、その子が親になったときに、もっとまずい子育てをするという悪循環になるのではないかと、私も21世紀の日本の子育てには不安を感じています。子育ての究極の目的は、自立させることにあるはずです。そのためには、子育ての過程で、子どもの自発性、自主性の発達を損ねることのないようにしたいものです。

本日は大変斬新なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。　（7月11日実施）

解説 児童の健全育成の課題と展望

——戦後の概観と新しい動き——

山本 保（やまもと たもつ）
厚生省児童家庭局育成課 児童福祉専門官

1. 児童健全育成の創設期—昭和20年代—

わが国においてすべての児童が健全に生まれ育てられることが児童福祉の理念として明確にされたのは、昭和22年12月の児童福祉法の制定に遡ります。その第1条には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」ことが定められ、第2条にはその育成の責任を保護者とともに国と地方公共団体に負わせています。児童福祉法の制定過程において、中央社会事業委員会に対し示された児童保護法要綱案—戦前の救護法(昭和7年)・児童虐待防止法・少年教護法(ともに昭和8年)などの、保護を要する児童に対する各法の統合として構想されていたことは有名です。

しかし、児童福祉法は、要保護児童の保護を超えて児童一般の健全な育成、全児童の福祉の積極的な増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律として生れました。なお、児童福祉法の制定に先立ち、昭和22年3月には児童の福祉を保障する事務を行う児童局が厚生省に設けられました。

またこの児童福祉法が制定された後も、一般には古い児童観が払拭されず児童の人身売買も後を断たないというような状況だったため、児童の権利の内容をより具体的に明らかにする、国民すべての申し合わせともいうべき児童憲章が昭和26年に制定されました。ここでは3つの綱領および12条にわたり、すべての児童が守られる家庭環境、教育、労働環境、社会環境、人権擁護が述べられ、国民の児童に寄せる期待と理想、高い道徳的規範を示すものといえます。

児童福祉法の制定後、児童福祉司および児童委員活動要領の作成、家庭養育運営要綱の実施、児童福祉施設最低基準の制定、社会福祉事業法の制定など、戦後の児童福祉施策の基盤をなす各種の制度が整備されました。しかし、その重点は戦争遺族、母子家庭対策や不良化防止など応急的援護に追われるという状況でした。また、昭和27年の平和条約の発効、主権回復後も混血児対策など終戦処理的施策が続けられました。

当時は児童の健全育成事業はまだ創設期ともいうべき時期で、事業の理念の確立、基本的な指導指針の作成、育成思想の普及等が中心であったとされます。ただ、現在も続いており、児童健全育成の中身ともいうべき児童文化行政として、大人が子どもに与える児童文化財の推薦事業が中央児童福祉審議会により開始されたのは昭和26年です。

この契機となったのは終戦後の混乱期に児童に悪影響を及ぼす雑誌等が氾濫し、これに対し、有識者

の集まりである同審議会が専門的立場からその指針を示すことになったものでした。しかし有害な物を排除するのではなく、優れた文化財を広めることでその向上を期するという考え方は、現在もその意義を失っていないものと思います。

2.健全育成事業の展開―昭和30年代―

昭和30年代に入りようやく経済水準は戦前並に回復し、児童福祉行政はその経済力を基盤に、一般の児童の福祉の向上、積極的健全育成へと進展を始めました。

このうち、特に健全育成対策の重要性が強く社会的に認識されるようになった契機は、昭和33年に東京で開催された国際児童福祉研究会議であるとされます。これは当時最も権威ある国際団体であった国際児童福祉連合と厚生省児童局が共催したものであり、その運営は児童局の職員が全力をあげて担当しました。この会議の課題は「家庭における児童」であり、児童福祉の課題が要保護児童の保護から一般児童を対象とした健全育成へと重点を移しつつあることを明らかにしました。

昭和33年度から主に幼児を対象とする屋外型の児童厚生施設（児童に健全な遊びを与えて健康増進と情操の陶冶を目的とする＝児童福祉法40条）の設置費について国庫補助が行われるようになり、盛り場や交通頻繁な地域などでの安全な遊び場の整備が本格的に進められるようになりました。また、昭和37年には中央児童福祉審議会から「児童の健全育成と能力開発によってその資質の向上を図る積極的対策に関する意見書」が出され、児童をめぐる社会環境の整備対象として、児童厚生施設の設置、活用等が指摘されました。

これを受け、昭和38年から屋内型の児童厚生施設＝児童館の設置、運営費に対する国庫補助制度が創設されました。これ以後児童館は地域の児童健全育成の拠点として、また、児童福祉法の積極的児童福祉の体現として全国に普及し、昭和38年には200ヵ所に過ぎなかったものが年々増設され、現在の4,000にもおよぶ状況になる基を築いたといえます。なお、昭和35年から、皇太子の御成婚記念事業の一つとして広大な自然を生かした児童の健全な育成を図る総合的施設、こどもの国が建設されることとなり、昭和40年5月開園されました。

また、この時期に家庭対策が具体的に展開されるようになりました。昭和38年に中央児童福祉審議会から家庭対策に関する中間報告が出され、専門機関による家庭相談等を行うこと、地域組織活動を助成し健全な家庭の建設に役だてること、児童福祉を柱とした一般家庭対策を所掌する機関を設置すること等が提言されました。

これを受け昭和39年には児童局が児童家庭局と改称され、児童と家庭を一体的に取り扱う態勢が整えられました。これと同時に福祉事務所における家庭相談事業の機能を強化するため、家庭児童相談室を設置することとなり、その設置運営費について国庫補助が開始されました。

3.健全育成事業の充実強化―昭和40～50年代―

昭和43年に児童家庭局に育成課が新設され、児童の健全育成対策に関する行政機構が充実整備されました。この40年代から50年代は、それまでのさまざまな事業が充実強化されていく時期です。

この時期の児童健全育成対策の全体像を示すものとして昭和49年に出された中央児童福祉審議会の答申「今後推進すべき児童福祉対策について」があります。この意見は保育対策、心身障害児対策、母子保健対策、児童手当制度と並んで家庭児童の健全育成対策について総合的に提言するものであり、昭和30年代から展開されてきた施策の集大成、かつ50年代の方向を指し示す重要な意味を持っています。具体的には①地域の育成機能を強化するための施策として、児童館の整備機能の充実、児童育成クラブの設置、②家庭養育の機能を強化するための施策として、家庭養育相談機能の強化、母性意識の啓発を図る対策の推進、母親クラブ活動の促進等が示されました。

これらの意見は昭和50年代にほぼ実現されました。例えば、昭和48年から母親クラブの活動費についての国庫補助制度が発足しました。母親クラブは地域のボランティア組織として児童館を拠点に、児童の事故防止のための奉仕活動や家庭養育に関する研修活動等を行っています。また、昭和51年からは都市部の生活環境の悪化に対し、個々の都市の特有の問題を選択的に対策するため、メニュー方式により補助する都市児童健全育成事業が始まりました。留守家庭児童の健全育成を図る児童館の補完としての児童育成クラブの設置などを、内容としています。

児童館の整備も進み、53年度からはとくに体力増進のための運動機能を充実させた児童センターが、新しいタイプの児童館として作られるようになり、54年度からは、都市部の児童館において留守家庭児童の健全育成を推進するための運営費補助の増額も行われました。

4.60年代の課題と展望

昭和30年代から児童の健全育成の事業はほぼ一直線に充実強化されてきたといってよいでしょう。ところが現在大きく２つの変化が、１つは外側から、もう１つは内側からこの分野に現れてきました。

１つは児童福祉行政における事務事業の見直しの動きです。

昭和50年代後半からの行財政改革の中で児童の健全育成事業に対しても主に国の責任を少なくし、地方の自主性や権限を強めるための見直しが行われました。制度としては、60年に児童福祉法等が改正され、児童福祉施設の設置の事務や措置に関する権限が地方に移されました。また、財政的には国の補助金の補助率の見直しが進んでいます。

これらの動きの中で、昭和61年から児童館児童センターの整備運営費の国庫補助はすべて特別会計により行われることとされ、運営費の補助対象も人件費から事業費主体に改正されました。育成課では、児童の健全育成の意義がまだ十分浸透されていないことから、奨励の意味で助成を続けていきたいことを訴えましたが、福祉行政全体の流れの中で、職員の人件費を補助することはどうしても認められず、児童館の活動の質を向上させることで健全育成の意味を理解させる方針に変更せざるを得なかったのです。これに先立ち、昭和60年度からは、家庭児童相談室の運営に要する費用についても国庫補助金が廃止され、地方交付税の基準に算定される形で一般財源化されました。

このような外的な変化ともあいまって、児童の健全育成の内容についても、これまでの方針とは微妙に異なる変化が現れています。従来の行政が、補助

金を背景に、その執行状況をチェックするという性格のものであったことから、具体的な指導性をもつ情報提供機関的なものに変わっていくのかもしれません。その内容を昭和49年に出された答申「今後推進すべき児童福祉対策について」と比較する形で考えてみましょう。

答申に示された健全育成の基本的視点の特徴は、次の３点だと考えられます。

第１に、児童の心身の順調な発達を図るためそれを阻害する要因を取り除き、問題の発生を予防すること。

第２には、児童福祉行政が重視すべき児童の年齢は特に幼少の児童であるとすること。

第３に、児童の健全育成を家庭からその回りの地域に広げていくという発想であること。

まず、第１の児童健全育成の阻害要因の除去という発想は、児童の養育目標を具体的に展開するには不十分ではないでしょうか。ここには、児童はなるべく自然のままにそっとしていけば、満足な発達が行われるであろうという素朴な期待感が現れています。しかし現実はそうではありません。児童がそのような力を持っていることは信じられますが、学歴主義や教育における管理主義、真面目に努力することだけを重視する傾向など、児童がその可能性を伸ばすのを阻害する要因が多すぎるのではないでしょうか。守勢に回るのではなく、むしろ積極的に児童の健全育成の中身を問うことが求められていると思います。この１、２年の育成課の施策の重点はこのような点から、児童の主体性、自主性、思いやり、想像性等を伸ばすための積極的な中身行政を指向しています。

ところで健全育成という言葉は、一般には家庭における児童の育成をいうと考えられてきました。家庭に恵まれない等の理由から施設を利用している児童等に対する要保護児童対策とは対にあるものと理解されてきました。しかし要保護児童の対策は、家庭に代わる環境を与えるだけで、その責任が果たされるものではありません。結局どのような子どもに育てあげるかということが問われるのであり、それこそが健全育成に他なりません。単にその展開される場所が違うだけです。健全育成とは、児童養育の中身・ソフト面をさす言葉であるととらえた方がいいと思います。（もっとも「育成」の語は大人が子どもに対して働きかける面のみを指しており、子どもが、とくに思春期に入った年長児童が自主的に発達していく面を表しにくいことも事実であり、用語自体を考え直すことも必要かもしれません。とりわけ青少年育成などと使用される場合、主に非行防止、矯正面に偏って理解されています。）

この意味から、最近の施策の目指している方向は、健全育成の中身＝子育ての目標を手探りしているものといえましょう。

例えば、昭和62年度から始まった児童館でのプロの児童劇団の巡回公演と劇遊びの指導は、児童の生活の場面における想像性の開発と、社会性の向上を目標としています。また、63年度から始まった地域交流活動は老人との触れ合い事業を中心とし、現代社会において稀薄化した世代間交流を促進することにより、児童に思いやりの心を伸ばすことを狙っています。このように具体的な児童の健全育成の内容が論じられてきているのです。

第２に、思春期の児童、年長児童の福祉対策の重

視が最近の特徴です。

幼児期は、発達特性からみて、児童がスムーズに発達するには重要な時期です。しかし実際には、この時期に家庭での両親の不和や就労などにより、満足な養育経験を受けていない児童も多くいるのです。これらの児童が社会人として巣立って行くため最後のチャンスとして、また自発的、効果的に自己形成が行われるのが思春期です。この意味から、思春期の児童への施策を重視しています。

例えば昭和60年度からは国際青年年を期し、中学生も利用できる大型児童センターへの整備費助成が始まりました。一方、養護施設に入所している児童の職場定着を促進し、社会的自立を助けるため、昭和63年度から、施設から職場への通勤を認め、また、いわゆる自立援助ホームと呼ばれる、退所児童への生活指導を専門的に行う活動への補助も開始されました。更に養護施設から高校への進学を進めるため、従来公立高校の授業料を基準としていた特別育成費を大幅増額することにより、私立高校への進学を容易にする改正を現在予算要求しています。

幼児期には大人が方向づけを行い、思春期には児童自身がその方向を見つけなければなりません。この差が児童養育の方針の違いとなり、児童の自主性、積極性をどのように引出すか、その指導のあり方を確立することが課題となります。

第３の点は児童福祉行政の方向性といってよいでしょう。これまで児童の育成はまず家庭から、次にその回りの地域にという方向が採られていました。しかし、児童館の整備には土地、人件費の確保等難しい課題があり、実際には地域的偏りが大きく、このため児童館が設けられていない地域では事実上健全育成が組織的に行われず、拠点主義に陥りがちでした。このような状況を改善するため、昭和62年度からは各県内の児童健全育成を総合的に進める中心施設として、県立児童厚生施設の設立が打ち出されました。家庭から地域へという方向だけでなく、広域の児童全体の健全育成、充実した遊びの体験を保障することの計画化が必要であると思われるからです。

以上のような最近の児童福祉行政の傾向をより充実強化すること、そのための具体的なモデルプランを示すことが、今後の中央の児童健全育成行政の課題だと思います。最後に、家庭福祉行政の充実の方向について付け加えます。

この課題はこれまで幾度も論じられてきたことは前に述べた通りです。前述の49年答申においても、家庭養育の機能を強化するための対策が項をたてて述べられています。ただ、家庭を守られるべき対象と考えると、打つ手は遅れ、具体的なプログラムの展開よりも訓示的、抽象的な方向になりやすいものです。家庭が個人の城であり、国が踏み込んではならないものであることからも当然です。そこで、崩壊しつつある、または崩壊した家庭の再構築についての具体的なプログラムの充実の視点を付け加えたいと思います。例えば養護施設入所児童などの家庭復帰を具体的に進めるようなプログラムの検討などが必要です。幼児期の重視に加え、より実践的な視点から思春期を健全育成行政の課題としたように、崩壊家庭の再構築の方向についても、具体的な方策を考えることが必要だと思います。

解説 10代の性

――国際的視点から見た現状と課題――

林　謙　治
国立公衆衛生院 衛生人口学部部長

一昔前に比べると最近の若者の性表現、性行動は実に開放的であり、見ている大人のほうがむしろ戸惑うほどである。町、公園、レジャーセンターでのデート姿はまるで欧米感覚そのものに近いといってよい。しかし欧米の滞在経験がある方ならば、気が付くように欧米に比べ日本の若い男女のやりとりはどこか意識的に押さえているか、あるいはバランスが崩れるほどにオーバーになっているかのどちらかに見える。つまり日常的に自然でないのである。

こうした行動様式は一方では昔ながらの日本的な控えめの性表現を引き継ぎながら、他方西洋的な影響を受けつつ両者が混じりあった何とも奇妙な光景として映るのである。まさに若者は時代の申し子ということができそうである。最近10代の性問題がよく取り上げられるのは、思うに意識的にせよ無意識的にせよ性のアンバランス感覚を大人が受け止めきれずにいることと無関係でないと思われる節がある。ここに性問題の対応策を議論するうえで方向性が見つかりにくいゆえんがあるように思える。

10代の性問題を語る前に、わが国の状況と大きく異なるスウェーデンについて見ることにより、問題の所在を浮き彫りにしたい。

1. スウェーデン社会と若者の性

スウェーデンはヨーロッパ大陸の北の果てという地の利がかえって幸いし、これに加え見るべき産業がなかったために長い間戦乱に巻き込まれなかった国である。それにしても国家的消耗がないということがゆっくりながら富める国として発展してきたのである。現在福祉大国として有名であることは既に周知の通りである。

老後の心配がないということが人々の生活態度に影響し、若い人たちも自分の将来設計をじっくりと練っているようである。例えば、高校を卒業してただちに大学に進学する人は日本ほど多くない。高校を出てから自分の興味ある仕事に従事し、仕事場の評価がポイントとなり、やがて自分にとってより理想的な職場に移る際や大学に進学するときに一層有利な条件となる。ちなみに有名なウプサラ大学の学生の平均年齢は30歳を越えるという。

人びとの精神的な余裕の他に、もうひとつ忘れてならないのは女性の地位が著しく向上したことであ

る。雇用の均等ばかりでなく、社会的にも家庭においても男女の平等がかなり実現している。例えば産後育児休暇は1年認められており、夫が妻の代わりに休暇をとることもできる。現実には給料が高いほうが休暇をとるようである。

以上の社会状況のなかで若者の性はどのような形で扱われているだろうか。15歳くらいになれば性欲を持つのは当然とされ、女の子が男の子の家に泊りにくることはさほど珍しくない。だからといって全く無規律というわけでもない。それ以前に家族ぐるみの交際があり、両親同士の合意があってはじめて泊まりがけの交際が認められる。もちろん女の子にはしっかりした避妊知識が与えられる。

わが国ではこのような考え方はとうてい受け入れられないが、スウェーデンでは性はごく自然な現象としてみられている。そして性は人間関係を築くうえで大事な一部分であるから、これを無視した性行為は彼らの道徳観に反する。もし男の子がパートナーをしょっちゅう変えるようであれば、相手との人間関係がまだ築けない未熟な人間としてみなされ、両親ばかりでなく仲間同士の間でもひんしゅくを買う。

以上からわかるように、スウェーデンの若者の性行動は余裕ある人生設計、男女の平等、人間の自然現象としてみる性などの背景のうえに成り立っている。学校では性教育という言葉はもはや死語になりつつあり、それに代わって「人間関係」という科目として、より幅の広い視野のなかで性について教えている。性行為、避妊、出産などのような事柄についても、極めて具体的かつ詳細に説明している。そのほか思春期相談所、クリニックはあっちこっちに設立されており若い人たちの悩みに応えている。

2.アメリカ社会と若者の性

アメリカは多民族国家であり、モザイク文化を形成しているので価値観も多様複雑である。従って性について語る場合でも一口に言うことは困難である。しかし大雑把に言えば、プロテスタント文化、カトリック文化、黒人文化の三つの流れに分けることができよう。

プロテスタント文化の流れを汲むピュリタニズムは東部ニューイングランド地方を中心にいまなお影響を残しており、それに加えコネチカットのイタリア勢力、ロードアイランドのポルトガル勢力、マサチューセッツのアイルランド勢力などのカトリックもかなりの影響を及ぼしている。この地域の白人はグループにより程度の差こそあれ性に対し一般的には保守的である。若年妊娠の問題に熱心に取り組むし、たとえ妊娠した場合でも出産には寛大であっても人工中絶には厳しい態度をとりがちである。

少し南に下がって、大都会のニューヨークはラテンの世界といってよいほど中南米出身者が多い所である。中南米ラテン系は同じカトリックであっても性に対してだいぶ大らかである。従って若年者の出産がかなり多いのも不思議ではない。もし中南米ラテン文化からカトリックを取り除いたらどのような現象が起きるであろうか。ここに一つのよい例を紹介しよう。

例えばキューバである。キューバは1959年の革命以後カトリックへの弾圧が厳しく、教会は活動らしい活動はほとんど出来ないような状態である。近年10代の人工中絶がうなぎのぼりになり、中央政府を慌てさせている。

話をアメリカに戻して黒人の性に対する考えについて少し説明しよう。黒人の若者の性行動はラテンアメリカ人に勝るとも劣らず活発である。そしてやはり同じく人工中絶よりも出産を選ぶほうが圧倒的に多い。しかしその理由は宗教的なものよりもむしろ生活防衛的な色彩が強い。若いうちから沢山子どもを生み、やがて成長すれば稼ぎ手になり家計を助けることが期待される、いわば貧困者の知恵である。現在多くの発展途上国でも全く同じような現象が見られ、若年妊娠が人口問題として考えられている。

ニューイングランド地方以外の地域について触れなかったが、基本的には人種構成の分布によりその地域の状態が反映されていると考えてよい。従って、アメリカ全体としてみれば若年妊娠の結果、当然出産がずっと多いことになる。性教育などに関する考え方は多様な価値観のなかに埋没してコンセンサスは得られないようだが、福祉サービス事業としてはスウェーデンに比べればかなり見劣りするが、それでも比較的充実している国に入るかもしれない。

3. 国際比較に見るわが国の10代の性

わが国の10代の妊娠とりわけ人工妊娠中絶が増えていることはご存じの通りである。表1及び表2をみていただくとわかるように、先進諸国の10代妊娠はわが国に比べ桁違いに多い。比較論で言えば、わが国は今のところそれほど深刻な問題でないといえるかもしれない。それでは今後の見通しはどんなものであろうか。

どの程度増えるか予測することは難しいが、少なくとも当分の間増加し続ける事は間違いないものと思われる。筆者の調査の結果、10代の妊娠のかなりの部分は崩壊家庭から発生している。最近家庭の機能の弱体化が叫ばれ、離婚の増加が注目されている。アメリカにおける家庭の崩壊の凄まじさが青少年に多大な影響

表1　各国の10代女子の出生率（15～19歳女子人口1000対）

国　　名	1972年	1980年	1984年
アメリカ合衆国	63.6	54.5	57.5(1982)
スウェーデン	33.6	15.8	11.1
西ドイツ	31.8	15.3	11.6
フランス	29.0	18.1	15.9(1982)
イギリス	48.1	30.8	27.6
ポーランド	27.0	32.9	35.7
日　　本	4.8	3.6	4.5

(Demographic Yearbookより作成)

を及ぼしていることはだいぶ前から言われており、またアメリカの社会学者も10代妊娠との関係を指摘している。

若い人たちが日頃の両親の争いをみて家庭がおもしろいはずがない。受験戦争に耐えられないならばなお一層のこと学校や家庭以外の所に心の慰めを求めるのも無理からぬ話である。われわれの調査では女の子のほうが男の子より家庭の環境に左右されやすく、そして性に走りやすいことが明らかとなった。こうした現象はいわば愛の飢餓感の代償行動ということができよう。

欧米における個の確立、自己実現への努力、男女の平等といった価値観はややもすれば離婚の増加に拍車をかけかねない。確かにスウェーデンでも離婚率が高いが、上に述べた価値観を維持するなら日本流に言えば青少年のこうむる犠牲を補償する社会システムを構築せざるをえないし、また性開放の方向に向かわざるをえない。

ひるがえってわが国の伝統的価値観は個性の埋没、集団への貢献、男性の優位性を保つことにより家庭や社会の安定が維持されてきた。女性の性はこの枠組みのなかに閉じ込められ、ましてや10代の妊娠につながる性関係は極めて非社会的な行動としてみなされる。

ところがこの伝統的な価値観が国際化の進むなかで挑戦を受けることになったのである。最近10年間の10代妊娠が早いペースで増加しているものの、その数字は欧米諸国に比べ非常に低いということは、日本は急速に欧米の影響を受けながらもなお伝統的な価値観が優位に作動していることを示しているにほかならない。

将来を予測し、対応策を考えるにあたってもう少し視野を広げて見通す必要があろう。

最近平均寿命

表2　10代の人工妊娠中絶件数（各国）

国名	件数	総中絶件数に占める割合(%)	年
アメリカ合衆国	460,100	18.3	1980
西ドイツ	9,411	10.9	1984
フランス	22,546	12.4	1981
イギリス			
(1) イングランド・ウェールズ	34,289	26.9	1983
(2) スコットランド	2,790	30.6	1983
スウェーデン	5,188	16.9	1984
日本	28,424	5.4	1986
ハンガリー	9,128	11.1	1984
デンマーク	2,359	16.2	1984
フィンランド	3,078	23.0	1983

(Demographic Yearbookより作成)

が延び、出生率の低下が著しく高齢化社会にますますなりつつある。現時点では生産年齢人口、すなわち働き手の全人口に占める割合は先進諸国のなかでもっとも高い。この人口構造がわが国の経済的繁栄を支えている重要な原因の一つになっている。このまま行けばやがては人口が高齢化し、経済が沈滞することになろう。そこで労働力の確保の方法として、既にその兆候が現われてきているが、女性の社会進出が容易になるような政策が打ち出されるものと思われる。現に男女雇用均等法が成立している。つまり、より欧米的な社会体制が出現しようとしているのである。経済力のついた女性が、性を含むあらゆる社会的な側面で男性と同等な権利を主張することは自然の成り行きである。

家庭や社会をモデルとして成長する若者の間にも当然一般社会の価値観が持ち込まれるに違いない。既にいくつかの調査結果が示しているように、10代の性行動の活発化の程度は女子のほうが著しい。以上の社会変動を予測して、通りいっぺんの道徳教育で10代の性行動が沈静化するとは思えない。

しかしそのような社会構造の変動があったとしても、経済力を含め親になる能力が十分備わっていない10代の若者が妊娠し、出産することは、社会ばかりでなく本人にとっても大変な負担である。また中絶すればよいという問題でもない。やはり基本的には望まない妊娠は防ぐべきと考えるのが常識である。幸いわが国は欧米諸国に比べ、10代妊娠が抜き差しならないほど深刻な問題になっていない。われわれはまだ余裕のあるうちにしっかりと方向性を確立しておくべきである。

第一に性教育についてであるが、観念論に終始することなく、より現実的にアプローチすることがポイントであると考える。中絶に伴う健康障害、出産によってもたらされる親としての責任をはじめ、避妊の方法など具体的に情報を提供する。現代の子どもは人生の始まりと終わりの性と死の場面からマスクされており、生命への認識に現実感がない。学校でも産院や老人施設の見学を教育の一環に取り入れると良いかもしれない。

第二に具体的な悩みを持つ子どもが気楽に訪れることが出来るカウンセリング・センターを多数設立しなければならない。

第三に既に子どもを持ってしまった若い母親をサポートする福祉的対応が望まれる。追い詰められた若いカップルが反社会的行動にでがちであることはアメリカにおいて実証済みであり、社会の不安要素となる。

これらの教育、カウンセリング、福祉面での対応に従事する方々は、青少年の性問題について一断面にしかかかわりを持たないことになるので、根本的な解決を計るためには互いの連携システムを作っていく必要があろう。対応の方法はそのほかにもいろいろ考えられようが、10代の性問題を対岸の火事とせず、今後真剣に取り組むべき課題の一つに違いない。

筆者は親子関係、教師と子どもの関係など重視すべき心理的な問題についても取り組む必要性を感じるが、今まで述べたことはむしろ行政の対応策として提案したものであると受け止めていただきたい。

家族・子どもと住居

——'87国際居住年で提起された課題——

TOPICS

中島明子
目白学園女子短期大学助教授

1.'87年国際居住年子どもの住環境

1987年は国連が提唱した国際居住年であった。これは国際児童年等と同じく〝人権〟をキーワードとして、国連に加盟する各国が自国の政策において優先的に取組む課題を提起したものである。国際居住年の正式な名称は〝INTERNATIONAL YEAR OF SHELTER FOR THE HOMELESS(略称IYSH)〟で、直訳すれば〝ホームレスの人々（家なき人々、以下ホームレスとする）の住居のための国際年〟となる。「現在、開発途上国をはじめとする多くの国は極めて深刻な居住問題を抱えており、世界の人口の約4分の1は不十分な居住環境にあり、また、約1億人の人々は家すらなく、路上や橋の下等での生活を強いられて[注1]」おり、21世紀における発展途上国における都市の居住問題は急速に悪化するとみられている。この地球規模での危機に対して国際居住年の目的は、第1に「1987年までに貧しい人々不遇な人々の住居及び居住環境のいくばくかを、とりわけ発展途上国において、それぞれの国の優先順位に従い改善する」こと、第2に「西暦2000年までに貧しい人々及び不遇な人々の住居及び居住環境を改善するための手段及び方法を実証する」ことであった。わが国においても、建設省・国土庁が推進本部となり、国・自治体によって様々な取り組みが行われた[注2]。一方政府・自治体とは別に、住宅運動団体、日本住宅会議を中心とする団体と個人により「'87年国際居住年・全国市民会議」が結成され、調査、国際シンポジウム、国会請願等が展開され、日本住宅会議からは『住宅白書—日本のホームレス』が発刊された。これらの活動から改めて①日本の自力自助の持家主義政策の問題、モノ（建設）行政の限界、②日本のホームレスと住宅困窮者の問題解決政策の必要、③先進諸国における住宅改善のための国民的な連帯、④発展途上国援助のあり方が浮きぼりにされたのである。同時に、国際居住年は「ホームレス」の住居の改善を考えるものであったが、そこでいう「ホーム」とは何かが問い直された。そして住居とは物理的な条件を満たすとともに、人間らしく生きる権利が保障されるようなものでなければならず、職場や教育や生活環境施設や資源との適切な関係の中で考えなければならないことが明らかになった。

ではこの国際居住年という年は、日本の子どもたちにとってどういう年であったのだろうか。一言で言うならば、高度経済成長時代以降の住環境の矛盾

が一層厳しい形で現れた年といえよう。6月には第4次全国総合開発計画が閣議決定されているが、一昨年秋から顕著になった東京を中心とする地価の急騰は、これら一連の政策によって首都東京の24時間国際金融・情報都市への転換が進められ、これによって引き起こされたものである。国際居住年は、わが国が抱える住宅と住環境問題—全国に400万戸近い最低居住水準未満の住宅の存在と、下水道、公園等の生活関連社会資本の貧困—をテコに、内需拡大の絶好の対象として民間企業に活躍の場を与えたことになる。

その結果、子どもの住環境は劇的といってよい程の変化を引き起こした。

第1は都心には子どものいる世帯が住めなくなってきたことである。地価高騰の影響で家賃や住宅取得費が急激に上がり、子どものいる世帯—特に若い世帯の負担能力を越えただけではなく、地上げや再開発によって立退きを迫られるなどして都心から追い出され、保育園の定員割れや学校の統廃合が顕著になった。他方、都心に残された子どもの方も深刻で、空間も仲間も奪われている。第2は遊び場の減少である。以前から他の先進諸国の都市と比べ、日本の都市公園面積が極端に少ないことは指摘されていた（例えば東京23区の一人当たり公園面積はロンドンの15分の1、パリの4分の1程度）。ところが地価高騰から、これまで自治体に児童公園等として貸していた土地を地主が返還を求めるようになり、東京都市長会の調査では、多摩地区26市でこの3年間に96ヵ所約13万㎡が返還されたという（朝日新聞1988年2月26日付け）。第3は住宅の高層化の進展である。公共住宅の建て替え、再開発にともなって高層住宅の建設が進み、20階以上の超高層の計画がメジロ押しである。しかもここでは'70年代に試みられた子どもの生活空間としての遊び場等についての配慮[注3]は消え、空間の採算性から建てられてきているところにも大きな問題がある。第4は地域の貧困と、半公共的な路地的空間が無くなってきたことである。顔見知りの人々が親しく通い合う路地的空間は、車に占拠されたり再開発や高層住宅の登場で無くなってきている。様々な人とかかわり子どもにとって自由な遊びの場が失われている。

このように現状は国際居住年の目的とは反対に、子どもが都心に住めなくなり、孤立させられ、自由な活動が奪われ、家でも地域でもストレスを受けるといった状況が急速に進行してきており、わが国ではこれを西暦2000年に向けていかに整備するかが問われている。

2. イギリスのホームレスの人々と子ども

さて国際居住年はホームレスの居住問題が中心テーマであるが、このホームレスの問題に最も早くから取り組んでいたのはイギリスである。ここではイギリスのホームレスとその子どもの状況及び対策を概観し、日本における住環境改善の教訓にしたい。

(1)ホームレスのための住居法成立の経過とホームレスの世帯

イギリスでホームレスの問題が社会的に関心がもたれるようになったのは第1次大戦の頃で、1948年には国民援助法によって、地方自治体にホームレスのための一時避難施設の提供が義務付けられた。

そして'50年代までのホームレスの問題は単身者が中心であったが、'60年代に入るとホームレスは家族問題として登場し、シェルターをはじめとする多様な団体が援助に乗り出し、また強力なキャンペーンを行って1977年にホームレスのための住居法—Housing (Homeless Persons) Act, 1977—を成立させたのである。(注4)

住居法の経過でわかるように、イギリス国内でホームレスが深刻な事態になったのは'70年代である。経済成長の停滞が顕著になると、失業問題とそれに関連した様々な問題や家族問題、黒人・移民労働者問題が噴出する。これらが住宅予算のカットによって更に深刻さを増し、バンダリズム（住宅打壊し）やスクォッター（住宅不法入居）の登場、犯罪の増加、そしてホームレスの人々の著しい増加となった。失業率についていえば1986年にはイギリス全体で11.1%で、1970年の3.7倍であり、日本の2.8%と比べても相当の数である。また家族問題も'70年代以降顕著な変化がみられ、片親の家族の増加（1972年には8%であったが1985年には13%に）、同棲している世帯、離婚世帯（1986年13.2%）が急速に増えてきたことなどがあげられる。(注5) 更にこれらの問題を抱える世帯に占める黒人や移民労働者の割合いが高く、重層的にホームレスをつくりあげてきている。

(2)1977年ホームレスのための住居法

ホームレス法は、日本でいう市区町村レベルの自治体にホームレスの人々に対して適切な住居を提供することを義務付けたもので、援助を求めてきた人を法で定める「ホームレス」かどうかを認定し、優先要求にあれば自治体が住居または施設の提供を行い、そうでない場合には助言やその他の援助を行うものである。1986年の申請者数24万世帯、この内「優先要求」世帯と認定されたのは約11万、助言と援助を与えられた世帯は6万、ホームレスではないとされた世帯7万となっている。また自治体による緊急避難施設に入居している世帯は、同じ年で2万2千世帯あり、3年前の2倍になっている（表1）。法でいう「優先要求」というのは、①子どものいる世帯②世帯員に妊婦がいる世帯③弱者といわれる人（高齢者、障害者、精神障害者、他）④災害に遭った世帯である。1986年には優先要求にある世帯と認められた世帯の実に66%が子どものいる世帯であった(表2)。

〔表1〕ホームレスの世帯数—自治体での認定数等 (G.B.)

（単位：千世帯）

		1983年	1986年
申請世帯	優先要求世帯と認定	84	109
	非優先要求世帯と認定	7	11
	助言と援助を与えられた	43	56
	ホームレスではないと認定	56	68
	全申請世帯	190	244
その年の末に緊急避難施設に居住していた世帯			
	B&B	3	9
	ホステル	4	5
	簡易宿泊所、その他の施設	4	8
	全居住世帯	11	22

〔表2〕優先要求と認定されたホームレスの世帯の構成 (G.B.)

子どものいる世帯		66%
世帯に妊婦がいる世帯		13
社会的弱者	高齢者	7
	身体障害者	3
	精神障害者	2
	その他	6
災害被災者		3

＊資料(表1、2、図1共通)：Social Trend 18、1988年版、HMSO

(3)ホームレスになる原因

次にホームレスになる原因をみてみよう。政府統計によると、1番多いのは「家族や友人や関係者との同居不能」が半数近くを占めており、第2位は「夫婦関係の崩壊」で2割以上、第3位が家賃の滞納や持家取得のための抵当権(mortgage)の支払い不履行による裁判所命令で14%、更に家主による借家からの追出しや一方的な建て替えによる立退き要求によるものも増え、全体の1割以上となっている(図1)。

(4)自治体の対応

1977年住居法によってホームレスの人々の救済方法が打ちたてられたとはいえ、その対応の仕方は自治体によってかなり異なっている。当然に積極的なところと消極的なところに分れ、ホームレスの人々が多いとはいっても、それだけ問題を抱えているとみるだけではなく、自治体の積極的な姿勢によってホームレスが顕在化しているとも読みとれるのであって、実は統計資料についてもそうした見方をしなくてはならないのである。

各自治体におけるホームレス対策は、住居法に基づいて行われているが、ロンドンの区(バラ)では、住宅局組織の改善にともない、1980年代から区をいくつかの地域に分け、地域事務所あるいは近隣事務所を設置し、そこでホームレスの問題にも対処できるようにしてきている。そこでは、住宅局に所属する職員だけではなく、ホームレスの問題に必ずつきまとう子どもの教育問題に対応できるように教育局の職員、そして福祉部局の職員が配置され、相互に連絡・協力体制をとりながら活動している。

〔図1〕ホームレスになった原因—ホームレスと認定された世帯(G.B.)

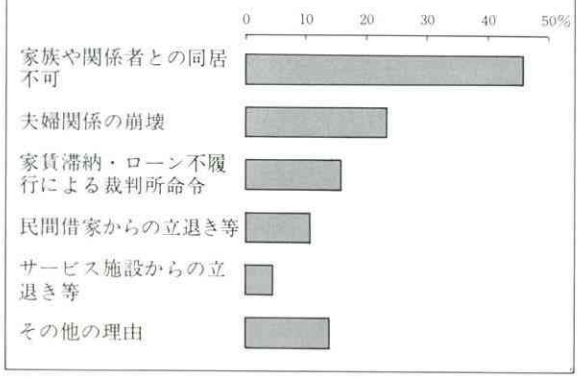

3.イギリスのホームレス問題から導かれる課題

イギリスのホームレスの問題と対策から、日本の住環境、特に子どもの住環境の改善を考えた時、歴史的社会的基盤の相違を考慮したとしても、次の諸点が課題となるだろう。第1は、住居は人権としてとらえなければならないということである。第2は、ホームレスは社会問題であり、雇用関係や家族問題とこれに対応する住宅政策との関連でみる必要があること。第3は問題の解決、特に子どもをめぐるホームレスの問題は、物理的対応では無理であり、教育や福祉と連携させて行う必要があること。第4は住宅の対策は国の援助だけではなく、基礎の自治体で具体的にきめ細かに行うことなどである。

(注1)建設省住宅局国際居住年推進室「IYSHニュース」No.1,1987年3月25日

(注2)政府・自治体の取り組みは日本住宅協会「住宅」1987年12月,1988年3月にまとめられている。

(注3)高層住宅の中間階や屋上に遊び場等を設けたり、オープン・スペースを充実させるなどしたが、住棟内のそうした試みの多くが様々な理由で失敗したが、その教訓が生かされていない。

(注4)シェルターが行ったキャンペーンの文書として,BED & BREAKFAST,1974等がある。またこの法は1985年住居法に統合され、イングランドとウェールズで施行、スコットランドは1977年法による。Sophie Watson, HOUSING AND HOMELESS — A FEMINISM PERSPECTIVE, 1986. Andrew Arden, THE HOMELESS PERSON'S HANDBOOK, 1986.

(注5)以上のデータはSocial Trend 18, 1988年版HMSOによる

ベルギー・ゲールの里親たち

——地域福祉の原点を探る——

TOPICS

伊藤隆二
横浜市立大学教授

1. ゲールを訪ねて

ゲール(Geel)はアントワープ市から約10キロ離れたところにある、とくにこれといった特色もない町である。ヨーロッパでは、どこの町も教会から始まる。このゲールも、町のほぼ中央に立派な聖ディンフナ教会がたち、その前の広場は市場となっている。人口は約2万5千人。大半は農業従事者である。数年前までは工場は一つもなかったという。

私はこの町がなぜ有名なのかと、宝物を探すように歩いてみたが、期待外れだった。これといって珍しいものは何もないのである。ヨーロッパのいたるところにみられる田園風景が広がり、民家は古い佇いをみせているだけであった。町角でお会いする人びとは人なつっこく、旅人の私にも気軽に挨拶をする。

ところで、この田舎町ゲールに国立精神病院がある。強いて言えば、それは珍しいということになろうか。私はそこの院長と約束していたので、とりあえずその病院を訪ねてみた。

ベット数は250ほどで、主に老齢化した精神障害者が入院しているというので、見せていただいた。なるほど老人が多く、しかもほとんどが無表情である。入院患者の平均年齢は65歳だという。痴呆化している人が多いのも頷ける。

しかし、この病院もまた、とくに何が特色なのか、のみこめなかった。

ゴットモント院長は笑顔でこう言われた。「ここはご覧の通り、とくに変わったところがありません。今私どもは合計1,250人の患者の世話をしています。通院患者はほかに数千人はいます。」

250人分のベッドしかないのに、何故1,250人と言われたのだろうか。「では、あとの1,000人の患者はどこに？」——私はただしてみた。

ゲール国立精神病院

「ああ、その1,000人の患者はあっちの家、こっちの家で生活していますよ」――院長はさりげなく答えられた。詳しくおたずねすると、こうなのである。

その1,000人の患者(約300人が精神分裂病、約300人が精神遅滞、約400人が両方の合併)は、ゲールの一般の民家(約750世帯)で「下宿人」として暮らしているのである。

一軒で患者を1人、ときには2人、3人と預かっている里親もいる。彼らはごく普通の人たちである。「下宿人」もその家族といっしょに普通に生活している。家の手伝い、「仕事」の能力のある人は町工場や畑へ出かけていくし、休日には町の映画館にも音楽ホールにも美術館にも出かけていく。町にはクリモップクラブ会館というボランティアが運営している集会場があって、そこでは絵画、音楽、手芸、陶芸、玩具製作などを教える教室がある。また各種のスポーツ教室もある。「下宿人」たちは週日の夕方から、あるいは休日には朝からそこにやってきて腕をみがく。美術コンクールで入賞した人や、サッカークラブの選手になっている人もいる。

一般町民との間でトラブルはほとんどない。他の都市や近隣の町に比べて、ゲールの犯罪発生率は極端に低いこともわかった。

2.ゲールの「下宿人」たち

さて、「下宿人」たちの実態であるが、先の国立病院ですべてを掌握している。というのは「下宿人」になる前に、患者たちはすべてその病院で診断され、そのあとも定期的に診察を受けるからである。

病院ではゲールの町を15の地区に分け、医師・看護者・臨床心理士・ケースワーカーなどがチームを組んで、巡回診療やコンサルティングを行っている。里親から何かクレームがあれば、臨時往診や緊急コンサルティングも行う。手に負えなくなれば、一時的に入院加療もほどこす。いよいよ重症化すると、病院で引きとることになる。

ゲール国立精神病院前で。ゴットモント院長と筆者

現在の「下宿人」たちの、例えば言語能力をみると、「全く不能」4.7%、「もぐもぐ程度」5.5%、「うん、いいえ程度」21.2%、「片言がいえる」61.5%、「ほとんど普通」4.4%、「しゃべりすぎ」3.7%となっている。また、「ゲール」研究者の報告によると、ゲールに来る前の入院中や福祉施設居住中にみられた患者のホスピタリズムは、ゲールで「下宿人」になってからは、徐々に消失し、かわって生き生きとした表情や、意欲的かつ創造的な態度が生まれてくるという。

「下宿人」たちの成長過程は「はじめの2～3ヵ月は依存的で、指示に従うが、うちとけようとしない」→「6ヵ月頃、拒絶反応を示す」→「1年～1年半になると、うちとけはじめ、自律的になり、里親に感謝の念を抱く」→「1年半～2年たつと、安定し、

ホスピタリズムはほとんど完全に消失する」といったぐあいである。研究者たちは、このような変化はエンヴァイロンメンタル・セラピーの効果によると判断している。病院での治療をホスピタル・セラピーと呼ぶならば、ゲールは、町全体が治療的な環境になっているゆえに、エンヴァイロンメンタル・セラピー（環境治療）という新しい言葉が生まれたのである。

では、ゲールは何故、またいつからこのような町になったのだろうか。

伝説によると、アイルランド国王が王妃を亡くした直後、美しい王女・ディンフナを恋し、婚姻を迫ったのであるが、王女は国王である父親の近親相姦の情欲を逃れるために宮殿から脱出し、フランドルに落ちのびた。しかし、追手が迫まり、ついにここゲールで逮捕されてしまう。ディンフナは、国王のもとに帰るよりは剣にかかって死ぬ道を選んだのである。ゲールの村人たちは亡骸を弔うために力を合わせて教会を建てたのであるが、やがて、この教会で礼拝すると、精神障害が治癒するという噂が広がっていった。ディンフナが、狂気の父親のなかに入り込んでいた悪霊を追放するために、死んだのだという「聖ディンフナ」崇拝が定着したのである。ベルギーのみならず、ヨーロッパ中から、精神障害者(児)が家族や友人に連れられてゲールに集まってくるようになった。1250年に、既にその記録があるというから700年以上も前から、ゲールは「下宿人」を世話していることになる。村人は教会にやってきた精神障害者を家族の一員として迎え入れたのである。そうした人情にふれ、安らぎをとりもどした「下宿人」たちは次々に回復し、生家へと戻って行ったという。

3. さり気なく、あたたかく

ゲールには、もう何代にもわたって「下宿人」を世話しつづけてきたという家庭もある。子どものときから「下宿人」といっしょに暮らしていると、やがて結婚し、世帯をもっても、当然のこととして自分も「下宿人」を迎え入れることになる。それは何も特別のことではないのである。しかも興味深いのは里親たちは、預かっている「下宿人」の病名も、経歴もほとんど知らないという。「敏夫さん」「良子さん」と呼んでいるだけで、「敏夫さんが分裂病である」とか、「良子さんはダウン症である」ことを知ろうとしないし、それはどうでもよいことなのである。里親たちがそうであるから、隣人も親類も、もちろん知らない。みな敏夫さん、良子さんといってつき合っているのである。

1981年に、NHKの吉田昌生さんが、やはりゲールを訪ね、雑貨屋のマース家にいる「下宿人」マルチダさんのことを報告している。「マルチダさんは、年齢を聞いても教えてくれなかったが、髪は真っ白で小柄な感じのいいおばあちゃん。里親に聞くと66歳だろうという。彼女は20年前に、分裂病だと診断されて、いくつかの病院を転々とした。ここに来る前はブリュッセルの近くの病院に10年間入院していたという。マース家に来てもう10年になる。彼女の仕事は、台所の仕事、洗濯物のとり入れとアイロンかけ、気が向けば庭の掃除もする。里親は、彼女の仕事を手助けすることはない。手助けをしたり命令す

ある里親家庭の団欒

ると、マルチダさんの自尊心を傷つけ、機嫌が悪くなる。自分の気の向いた仕事しかしない……。」

里親になる資格は厳格なものではない。一応のめやすは「夫婦とも30歳以上であること」「定収入があって家計が安定していること」「夫婦とも健康で、かつ健全な人格者であること」「家族に寝たきりの病人がいないこと」「下宿人に一部屋提供できるだけの広さがあること」である。

もっとも「下宿人」を一人預かると、政府から月々6万円が支給されるため、最近の里親志望者には現金収入が欲しいから、という動機もあると聞く。更にゲールにも都市化の波が押し寄せてきて、工場に勤務する人がふえ、この町の雰囲気も変わりつつある。若い人たちは次第に田舎町ゲールをあとにしてアントワープやブリュッセルといった大都会へ移り住むという傾向も著しい。「下宿人」を世話する人たちも減少していくことが懸念される。農業が得意であった「下宿人」を、いきなり工場勤務に切りかえようとしてもうまくいくはずもない。その工場も高度工業化がすすんでいて、「下宿人」のできる部門はなくなりつつある。

ゴットモント院長は、ゲールのよさはいずれ失われてしまい、エンヴァイロンメンタル・セラピーもなくなるかもしれないと、嘆いていた。数年前に国立病院経営の共同作業所を3ヵ所つくり、「下宿人」たちに働いてもらっている。ねじや電気部品の箱づめという単純なもので、私企業からの下請けである。現在、270人の「下宿人」がここで働いているが、みなよく適応しているとはかぎらない。賃金は出来高制ということだが、能力差も大きいので問題がないわけではない。もちろん収入よりも勤労がセラピーの効果をあげることを期待しての試みである。それについての報告はまだない。

ゲールは変わっていくだろう。しかし、「下宿人」と共に生活した人たちの意識――それは、さり気なく、あたたかい人柄の底にあるものであるが――は消え去ることはないと私は信じる。

おわりに

障害者(児)を人里離れた山間僻地や離島に集めたのは社会防衛思想による。一方、障害者(児)を社会から保護するために私財を投じて福祉施設をつくったのは人道主義思想による。障害者(児)福祉の立脚点はこの2つの思想にあったと、歴史は教えているが、数年前にゲールを発見した私は、もう一つの立脚点が合一共生思想にあったことを確認した。それは地域福祉の原点だということができる。ゲールの灯を受け継ぐのは現代人の生きる課題なのである。

＊伊藤隆二(著)『愛するということ』柏樹社、1988年。

一番初めに何を学ぶか

TOPICS

呉（ウ）　端（ドゥアン）
上海社会科学院青少年研究所

現在、中国は発展途上国です。経済的にまだ貧困な国です。経済力がまだ弱い条件のもとで、どのように社会福祉を発展させるか、これは検討の余地がある課題です。

以前、私は社会福祉についてはっきりわかりませんでした。今度資生堂社会福祉事業財団の先生方に児童福祉について教えていただきました。また、児童福祉の機構、学校、施設などをいろいろと見学したので、社会福祉が現代社会においてその文明程度の標識であり、大切な現代社会の施策の一環であるとますます感じています。

中国は近代化の過程のなかで、社会福祉を完全なものにしていかなければなりません。中国は今日、その財力では日本などの先進国のように巨大な福祉支出を負担できません。しかしながら、社会福祉を人間の権利として、先進の社会制度と現代思想として先に学ぶことはできるのです。

中国は社会主義の国として、理論に基づいた社会福祉の国でもあります。しかしながら、実際には社会福祉の理論、思想、制度、教育などはまだ足りません。中国の社会福祉事情には４つの問題点があります。

1.理論方面

現在中国の社会学界において、福祉への理解は一般に社会救貧と社会扶助の水準に止まっています。慈善事業として初期の社会福祉扶助思想の基礎に止まっています。

同時に、中国の福祉思想は伝統的な均等主義を基礎として打ち立てられました。各々が衣食が満ち足りて、基本的な生存の保障を与える思想の基礎として打ち立てられました。このような福祉思想は主に昔の中国の赤貧を克服するために認識されました。そのうえ、中国の社会理論のなかで、資本主義の社会貧困の問題が研究されただけで、社会主義の社会貧困の問題と中国の貧困の現状がまだ研究されていません。この欠点から中国の社会福祉理論は30年くらい終始停滞して前進していません。現代世界の社会福祉の理論の水準に遅れたことになります。

2.人間の権利方面

中国ではいつも均等主義が行き渡っています。こ

れは主に経済収入と消費の上での平等を重視するためです。社会に児童と身体が不自由な人に対する平等な態度がまだ足りないのです。これは伝統の封建思想によります。

青少年の教育界でも児童の基本権利についての研究は非常に手薄なところです。社会では児童をまだ尊重しません。大人と児童の間に、ひとつの平等関係を立てるまでにはなっていません。児童の福祉について、娯楽の機構を提供するレベルに止まっています。社会は児童の天賦の権利の見地から、児童の成長を認識していません。その上、中国社会は身体が不自由な人に偏見を抱きます。それで身体が不自由な人たちは、日常大変な努力でこの社会の白眼視の圧力に耐えるのです。

3.法制の方面

中国の福祉事業はまだ法制化されていません。例えば、日本の児童福祉事業体系と比較してみると、中国にも相談、給付、貸給、保護、養護、育成、更生などの機能分類の上では、似ている枠組みがあります。しかし、法制の部分が全くありません。児童福祉法や児童扶養手当などの法律がありません。学校教育に対応する法律もありません。つまり、中国では、法律により社会福祉、児童福祉が保障され、監督されていないのです。

東京都児童相談所を見学したときに、私に深い感銘と印象を与えたのは児童福祉についての法律でした。児童相談所の先生が「福祉六法」と「児童憲章」を持って、これにより自分の仕事の任務と性質を説明しました。日本では、社会福祉事業は法律を軸として行います。そこで福祉事業が初期の慈善事業から現代社会の大切な枠組みになりました。児童の福祉として、児童の全成長期において教育と連係するものとなりました。

4.社会方面

中国の社会福祉事業は常に政府に依存してきました。民間と社会のほかの機構は福祉事業に従事することがまだ少なかったのです。特に、経済力がある企業と会社は福祉事業をあまり行いません。日本の資生堂社会福祉事業財団のような福祉財団を結成しません。効率的に社会福祉事業に参加しません。中国の企業と会社の福祉は、主に自社の従業員の生活を改善する水準に止まっています。これは社会福祉の責任の認識度が低いからです。中国は国の財力に限りがありますから、社会福祉についての支出を伸ばすことが出来ません。もし、企業と社会が積極的に参加しないのならば、中国の社会福祉事業はもっとむずかしくなるでしょう。

社会福祉は中国が欧米、日本などの先進国に学ぶべき一番初めの現代化への課題ではありません。しかし、先進国の社会福祉思想、理論、制度、財政管理、福祉事業は将来の目標になります。そして、社会福祉がひとつの現代の人間が必要な意識として、社会の権利そして果たすべき役割として、全国民に認識されなければなりません。

（原文のまま掲載）

国際児童青少年福祉会議 (International Child and Youth Care Conference)に参加して

庄司洋子
日本社会事業大学教授

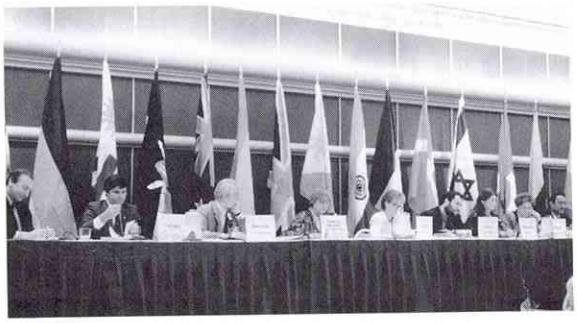

児童問題サミット

桜の蕾がふくらむ3月末、米国のワシントンで、本国はもとより世界各国からの児童福祉関係者約1,600人が集まって、国際児童青少年福祉会議が催された。この会議は、アメリカ国内の公私にわたる数百の主要児童福祉団体をメンバーにかかえるアメリカ児童福祉連盟(Child Welfare League of America、略称CWLA)が、全国児童ケア・ワーカー協会との共催で開催したものである。日本からは、日本児童問題調査会が、この会議への参加を中心に国際児童福祉事情の調査研究のために組織した、明治学院大学福田垂穂教授を団長とする、私を含めて一行7人の調査団が、この会議の全日程に参加した。

会議は3月22日から25日の4日間にわたり、第1日目の開会式でのカナダ大使S.ルイス氏の基調報告にはじまり、第2日目と第4日目には、アメリカにおける児童福祉の政策課題全般、養護、保育、少女の妊娠、非行、虐待、職員の雇用条件などをテーマとする、おびただしい数の分科会が設定され、その内容はきわめて多彩であった。また、交流・情報フォーラムやCWLA国際ネットワーク会議は、国外からの参加者の交歓に大いに役立つものであった。しかし何よりもこの会議のきわめて大きな特色は、第3日目のプログラムに集約されていたといってよいであろう。その一つは、ソビエト連邦を含む15ヵ国の代表を壇上に迎えての国際児童問題サミットと呼ばれる全体会議である。そして、もう一つは、秋の米国大統領選挙を控えて、大統領候補者の児童福祉についての政見発表とそれに続く子どもたちとの質疑、更に、参加者全体によびかけて行われた国会議事堂前広場での集会と各議員に対する政策実現のためのはたらきかけなど、児童福祉をめぐる政治問題への理解と政治行動への取り組みが、参加者全体に

議事堂前の集会に参加した子どもたち

強く呼びかけられたことである。

まず、児童問題サミットであるが、主催者であるアメリカ児童福祉連盟の会長をつとめるD.リーダーマン氏による司会で、各国の代表が、それぞれ自国の児童福祉サービスの実績と当面する課題および将来展望を語るというかたちですすめられた。日本を代表する福田教授は、戦後の児童福祉の発展過程を紹介し、同時にそれと並行してあらわれた多様な児童問題、とりわけ深刻化している児童の病理現象をとらえ、児童人口減少のなかでの児童福祉の今後の展開は、一部の児童を対象とするものから全児童の健全育成をめざすものへ、量より質へ、外的なものより内的なものへという転換を迫られている、と結んだ。今回のわれわれの会議参加の目的の一つは、外国から学ぶと同時に日本の児童福祉をめぐる状況を正しく伝えることにあり、その点では、これをきっかけとして各国関係者から日本に対するより深い関心が向けられるのではないかと期待される内容であった。最後の討議と意見交換の時間には、とくに、各国のティーンエイジャーの問題が語られ、少女の妊娠や未婚の母の問題は共通する課題であることが確認された。日本の青少年の自殺も他国の関心を引く問題の一つになっていることが理解されたが、機会あるごとに正しい情報を提供することによって、現状に対する正当な評価を得ることの重要性が痛感された。

なお、このサミットに続く一連の政治的なプログラムでは、会議場での大統領候補者演説にA.ゴア氏、国会議事堂前の広場での政見演説ではT.ケネディ氏というように、われわれ日本からの参加者にもなじみのある国会議員が登場したため、その内容にも十分親しみをもつことができた。両者ともに、貧困が児童の生活と福祉をいかに損ねるものであるかを強調しており、アメリカ社会がかかえる問題の深刻さを感じさせるものであった。このような政治的な課題を十分に組み込んだプログラムは、米国の関係者にとって、児童をめぐる諸問題の解決という実践的な関心にもとづいて結集する具体的な機会を提供するものとして、意義深くかつ成果も大きいにちがいない。同時に、われわれ国外からの参加者がこうした場面にのぞむ機会を与えられたことは、米国の児童福祉をめぐる政治的な事情や、制度・政策の制定過程における児童福祉関係者の役割を理解し、米国において児童をめぐる問題の解決に向けて、具体的にどのような方法がとられようとしているのかを感じとるうえで、大変貴重なものであった。前後の日程に配置された全体会議および分科会での報告と討論においても、学ぶことは多かったが、それ以上に、こうした政治的な臨場体験は、かれら米国の関係者の実践的課題に対する関心と姿勢をわれわれに共有させてくれたものとして、とくに高く評価したいと思う。

集会でのT.ケネディ氏

日本

東京都立 北療育医療センター

心身障害児・者の総合病院と療育の実施

廿楽重信（つづら しげのぶ）
東京都立北療育医療センター 院長

はじめに

当都立北療育医療センター（以下センターと略す）は、児童福祉法で定められた心身障害児施設の一つである肢体不自由児施設として昭和37年7月1日に開園された都立北療育園（以下療育園と略す）が前身である。その後の医学の進歩により従来の肢体不自由児は減少したものの、手足が不自由で、しかも重い重複障害の子どもの発生をみるようになったことから、従来の肢体不自由児の治療と教育（療育）に加えて、重い障害を有する小児の生命維持も重要な厚生行政課題の一つになった。肢体不自由という障害を有する児童や大人が、他の小児科的あるいは内科的合併症を併発した場合、これら患者を治療する病院が少なかったことから、新たに心身障害児・者の総合病院として昭和60年7月1日に当センターが誕生した。

当センターの運営内容は表1の通りであるが、従来からの入園部門として肢体不自由児施設部門（B棟・90床）と合併症治療部門（A棟・50床）をもち、その他に地域医療に根ざした在宅療育があって、これらを3本の柱として運営されている。このような心身障害児の総合病院は世界にあまり例がない。わが国においては北九州総合療育センター（旧・足立学園）と心身障害児総合医療療育センター（旧・東京整肢療護園）があるにすぎないが、児・者の治療をなしうるところは当センターのみである。特にA棟は他の公立病院での治療が困難な心身障害児・者、とりわけ「脳損傷児・者」の医学的治療の場である。ここでは肢体不自由児療育部門であるB棟の療育状

表1 北療育医療センター運営内容（廿楽）

〔I〕地域医療にねざした在宅療育の推進
- ①外来
- ②通園（本園、城北分園・城南分園）
- ③巡回

〔II〕肢体不自由児施設部門（90床）……B棟
- ①小児整形病院 ⟶ 都在住児で手術と術後のハビリテーションを要する肢体不自由児の医療
- ②脳損傷児を主とする運動障害児のハビリテーション
  ——運動発達障害児の療育部門——
- ③児童福祉施設として⟶家族に問題があり運動障害児の療育が不可能な児の療育部門
- ④（教育施設）⟶入院療育児の教育の保障（肢体不自由児養護学校）

〔III〕心身障害児・者の合併症治療部門（50床）……A棟
- ①心身障害児・者の合併症治療 ⟶ 除内臓障害児者
- ②第三次障害児・者歯科治療
- ③（病院的）緊急入院 ⟶ 肢体不自由児（者）施設以外の児童福祉施設入園児（者）で医療を要するもの（2床）
- ④東京都以外の心身障害児・者で手術を要する者

況について概説したい。

肢体不自由児療育部門の概説

(1)C.P.療育の変遷史

療育園は、昭和30年代の半ばから肢体不自由児施設において問題となり始めた脳性麻痺（C.P.）で、しかも重いC.P.児の療育を目標に開園された。開園当時は運動機能障害は重いものの、知的には比較的良いC.P.児の入園が多かった。その後新生児医学の進歩や福祉施策の進展によって、運動機能障害の他に知的障害も併せもった重複障害C.P.児あるいは脳損傷児の概念でとらえたほうがよいC.P.児の療育が問題となり、この種の児の入園が多くなってきた。

最近では重度の精神薄弱および重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児（重障児）の療育もせざるをえなくなってきている。重障児は手足が不自由ではあるが、療育の面からいうと重複障害C.P.児と違った扱いを必要とすることが多い。特に、有用な運動が出来ない高度の身体障害があり、IQ50以下の子どもの場合には、肢体不自由児の療育というより重い手足の不自由な子と同じ医療が要求されることが多い。このように、C.P.児の療育から重複障害C.P.児の療育、そして現在では重障児の療育も行うようになってきたわけである。

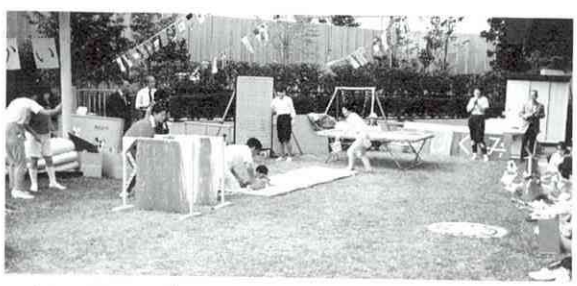

楽しい運動会（通園部門）

(2)療育とは

"療育"という言葉は、わが国で肢体不自由児の父といわれている東京大学二代目の整形外科教授、故高木憲次先生が創り出されたものである。先生は療育の基本理念を「療育とは、現代科学を総動員して不自由な肢体を出来るだけ克服し、それによって幸いにも回復したら『肢体の復活能力』そのものを（残存能力ではない）出来るだけ有効に活用させ、もって自活の途の立つように育成することである」と説かれた。この意を体して、旧・東京整肢療護園の二代目園長・故小池文英先生は、肢体不自由児の療育概念を「〈療育〉とは、長期の医療と教育、生活指導を通じて、肢体不自由児の身体的障害を軽減し、社会的自立を目標に努力すること」としている。これは現今いわれているW.H.O.のリハビリテーションの定義である「障害を受けた者(児)(Habilitationの場合には障害をもって生まれた児）を、彼のなしうる最大の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的な能力を有するまでに回復させること」と同じ概念であることがご理解いただけると思う。すなわちB棟は、肢体不自由児、とりわけ重複障害C.P.児や運動障害を伴う脳損傷児や重障児の(リ)ハビリテーション実施の場であるといえる。

療育とは英語でIntervationあるいはTherapy and Educationといわれている。Therapyすなわち医学的

治療は表2に示した科学としての医学の進歩の段階からみると、第四の医学である（Re）habilitationの医学の実施である。RehabilitationとはRe＝again（再び）＋Habilus（人間としての権利を与える）に語源をもつといわれている。またEducationの語源は、Educale（能力を引き出す）であるといわれている。従って「療育とはたとえどのような障害を有していても、その人間のもつ全能力を引き出し、人間としての権利を与えること」と私は解釈している。人間としての権利とは、憲法で保障されている〝人権〟といわれているものである。具体的には、たとえ障害を有していても、人間として健康に生きられる権利（快食・快眠・快便）であると考える。

私の療育に対する考えに立てば、重障児といわれるような極めて重い障害児でも療育の目標がたつのである。私は障害の程度によって、次のような療育を行うべきと考えているし、これがまた当センターB棟の療育の実施内容であるといえる。ここで障害の程度による療育の概念について私なりの考え方を述べたい。

（A）軽度脳損傷児の療育：前述した小池園長のいわれた肢体不自由児の療育概念中〝肢体不自由児の〟という個所を〝脳損傷児の〟という言葉に置き換えて、社会的自立をその目標にすることである。

（B）中等度脳損傷児の療育：この場合社会的自立はむずかしいが、人間としての生活が出来ること、最低家族と共に人間らしい生活が出来るようにすることに目標をおく。最近福祉の世界でいわれている社会参加をこの目標にしている。

（C）重度・重症（障害が二つ以上で重い場合）児童の療育：表2で示した第四の医学に加えて第五の医学（重障児の父・小林提樹先生は〝生命の医学〟とも

表2 科学としての医学の進歩

第一の医学：診断の医学
第二の医学：治療の医学
第三の医学：保健・予防の医学
第四の医学：（リ）ハビリテーションの医学
第五の医学：心身障害児・者の医学（小林・白木）

表3 脳性小児麻痺治療体系（高木憲次）

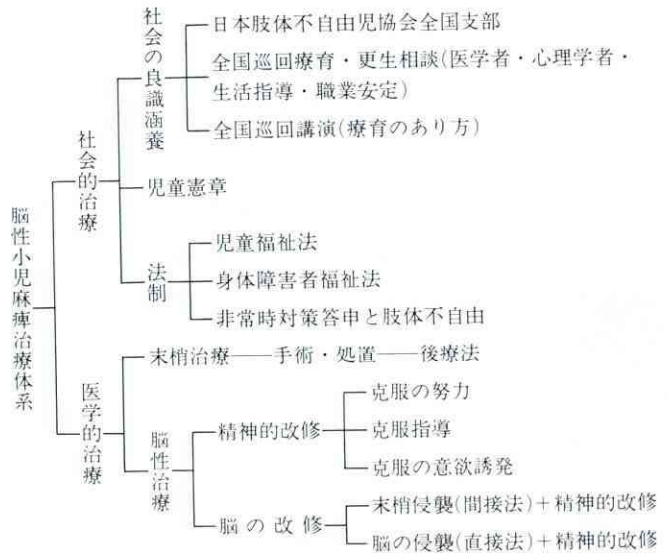

説明している)も要求される療育であり、小児の特徴である成長と発達を促進することを目標にしている。

(3)C.P.療育体系

わが国では高木先生の努力によって大正時代からC.P.の療育体系(表3)が出来ている。ここで重要なことは障害の克服である。それはその障害を克服出来ないと社会的自立はなしえないからである。高木先生の時代は、いわゆる軽度のC.P.児が療育の対象になっていたので、この点が尊重されたが、われわれ療育職員は、C.P.児の障害の克服意欲を確立させることが、軽度のC.P.児に対する療育の援助の一つでもある。これが最近のように零歳からC.P.児の療育(C.P.の超早期療育)をするようになると、障害の克服意欲の誘発が求められる。中等度C.P.児や幼児C.P.児の療育の場合は、障害の克服指導がその目標になる。表4は私のいうC.P.児の療育体系である。中等度児はもちろん、重度・重症C.P.児にも、また零歳のC.P.児にも応用出来るC.P.療育体系といえよう。

C.P.児あるいは肢体不自由を伴う脳損傷児の療育にとって、医学的治療もさることながら、教育的治療も欠かせない。特に両親に対する障害受容の教育は重要である。なぜなら両親が子どもの障害を受容出来ると、その後の療育が容易になるからである。最近では零歳で障害を発見し、零歳から療育する超早期療育の効果がいわれているが、やはり零歳で障害が発見されるような児は一般に重症児が多く、超早期療育の効果もそう望めるものではない。だからといって放置しておいてよいわけではなく、両親と共に少しでも効果を期待して療育をしなければならない。

外来に来院し、初診で障害児と判定された場合はもちろん、障害の疑いがもたれた場合でも、表5に示した点に注意しながら外来療育で親への指導をしていくのである。段階を踏んだ外来療育(コー

表4 脳性麻痺の治療体系(甘楽)

〔I〕医学的療法
- A.薬物療法(1)筋緊張弛緩剤
  - (2)高次中枢神経遮断剤
  - (3)脳血管拡張剤
  - (4)抗けいれん剤
  - (5)脳神経物質代謝促進剤
- B.栄養療法
- C.その他一般的に健康管理上必要な医学的治療
- D.刺激療法(1)直接法→気脳術・パンピング
  - (2)間接法→発熱療法
- E.理学療法(マッサージ・低周波・超短波療法など)
  - } 古い治療法で現在はあまりやられていない
- F.外科的療法(1)整形外科的療法(訓練指示・装具作製・手術→整形医など)
  - (2)脳外科手術(注:特殊の場合→脳外科医のみ)
- G.看護療法(一般看護)→看護婦
- H.機能訓練(1)拘縮予防
  - (2)基本訓練
  - } →理学療法士(P.T.)
  - (3)日常生活動作訓練→職能療法師(O.T.)
  - (4)言語訓練→言語訓練師(S.T.)

〔II〕治療教育
- A.両親・家族の心構えとその指導→医師・ケースワーカーなど全職員
- B.知能面における治療教育
  - (1)幼児→保母
  - (2)年上児→指導員(教師)
  - } →心理判定員
- C.集団における治療教育→保母・指導員・教師・心理判定員

表5 C.P.と判定されたら直ちに行うべき7つの対策（山本）

(1)全身的健康管理に万全を期すこと。
(2)あらゆる方策を講じて栄養保全に努めること。
(3)温存過保護に失せず、各種運動機能の発達を図ること。
(4)機能の発達は、知能の発達と表裏一体をなすものゆえ、体験を通しての知能発達の促進を忘れぬこと。
(5)多くの呼吸機能不全児は、将来言葉の障害による不自由をきたすので、呼吸運動の調節運動を行うこと。
(6)手足の不自由なために、親の身辺からの離脱が機能的に非常に遅れるので、精神的な親子分離の時期を遅らせがちなため、注意して分離を図ること。
(7)自発的な前向きの全体的養育を考え、体の外見機能からくる赤ちゃんなどに終らぬようにすること。

ス）がすむと、人間として、仲間と共に生活が出来るようにと通園療育が開始される。そして親が子どもの伸びる能力の芽をつんでいるような場合や手術を要する場合には、入院療育をする。入院療育は親子を分離することによって、子どもの独立心を養うが、肢体不自由児施設は精神薄弱児施設等と違い、本来一過性施設であるため、能力をすべて引き出し終わったら、親元へ戻すのが原則である。従って当センターでは月２回と、長期在宅観察期間といって夏期および正月期に長期に家庭に外泊させている。これは、入院による療育を評価してもらうのと同時に、家に帰ってからも入院で会得した能力を維持するように励んでいただくためである。また、単調になりやすい入院生活を避けることをねらいとして、月毎に入院児、通園児の運動会等も行っている。

肢体不自由児の療育というと機能訓練のみと思いがちであるが、機能訓練は医学的治療の中心であって、それがすべてではない。生活指導のあることも忘れてはならない。乳幼児には社会性の促進、基本的生活習慣（しつけ）の確立を意図した保育を、学童にはクラブ活動などの集団活動を通じて将来の社会生活への参加能力を促進する特殊指導などを併せ行う。つまり機能訓練と保育や特殊指導は、肢体不自由児はもちろん運動障害児に対する療育の両輪といえる。この実践の基礎になるのが、これら訓練、指導に耐えうる体力づくりであり、医師やナースによる健康管理である。すなわち表5の7つの対策の各事項に注意を払いながら、各種専門職員が図1のように、それぞれがニードを分担しつつチームワークをとって、表4の治療体系に基づいた療育を実践することが当センターB棟の療育の活動概況である。

図1 C.P.児の療育ニードと各種専門職のチーム・ワーク

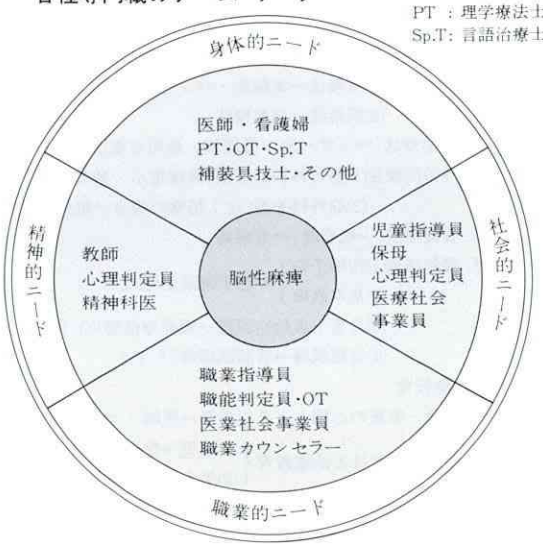

施設の横顔

アメリカ

バークシャー・ファーム

ケネス・スタイナー博士
バークシャー・ファーム

バークシャー・ファーム（BERKSHIRE FARM CENTER & SERVICES FOR YOUTH）は、既に100年以上にわたって、家族や地域社会において問題を抱えた少年とその家族のために奉仕してきた。

バークシャー・ファームは創立以来、社会の変遷とともに変化していくその時々のニーズに応えうる革新的な処遇プログラムを開発し提供して今日に至っている。

当施設の収容型治療センター（Residential Treatment Center）は、現在収容されている243名の少年に対して治療を行っている。これとは別に、地域社会へのサービス・プログラムとして、Community Service Programがあるが、これは当センターに収容されている少年の家族あるいは当人が地域社会に復帰した後の当人自身とその家族更には公立学校に対して提供しているサービスである。

このコミュニティー・サービスを担当している部門は、この他にいくつかのプログラムを同時並行して進めている。例えば、非行防止、特別里親あるいは地域社会のなかで、少年たちや家族に役立つグループ・ホームなどがある。

それでは、当施設のレジデンシャル・トリートメント・センターにおける処遇プログラムについて、以下に述べてみたい。

レジデンシャル・トリートメント・センターは、ニューヨーク州東部の地方におかれている。このセンターには、ニューヨーク州内の家庭裁判所から送致されてくる13歳から17歳までの少年が収容される。そしてここに収容されるのは、例外なくある種の違法行為を行った少年であったり、あるいは登行拒否の少年であったり、（ニューヨーク州では16歳までが義務教育期間である）あるいはまた、成人犯罪に類する重大犯罪を犯した少年たちである。（アメリカの裁判制度では16歳以下の場合、刑事裁判所によって裁判を受けるケースよりは、家庭裁判所で扱われることの方が一般的である。）

家庭裁判所は審決によって、措置が適当であるとした場合でも、規模の大きな施設に送致することによるマイナス効果にも配慮して、施設に措置する前に、まずコミュニティー・ベースで問題の解決が図れないかどうか、少年とその家族に対してカウンセリングを行う。こうしたことによってもなお問題解決ができないと判断された場合にのみ、バークシャー・ファームの収容施設に措置するという方法がとられている。

その場合、裁判所は拘束期間として12ヵ月から18ヵ月の間に設定してくるが、入所者個々の退所は、あくまでも、当人の入所後のリハビリテーションの状況を評価して決定される。従って、少年たちが抱

えている問題が、解決されたとの評価がなされれば、裁判所の審決で下された拘束期間が到来する以前に退所させることになる。反対に所定の拘束期間が来てもなお問題解決に至っていないと判定された場合には、裁判所は拘束期間の延長を行うことができる。こうしたことから、現状収容期間は平均13ヵ月となっている。

当レジデンシャル・トリートメント・センターには11のコテージが、分散して設けられており、それぞれのコテージには、22名程度の少年が収容されている。

ここで行われる収容治療プログラムには、学校、リクリエーション担当部門と心理学者や精神科医等から編成されているクリニカル・チーム（Clinical Team）が参画している。

コテージは治療プログラムを進めていく上で、中核をなすものであり、11のコテージには2種類の内容の異なった治療プログラムが施されている。

11のコテージのうちの5つのコテージは、コーディネーター・コテージ（Coordinator Cottages）と呼ばれているもので、そこではソーシャル・ワーカー、ケース・ワーカーによって、個別的段階的な治療が行われている。このシステムでは、ソーシャル・ワーカーはコテージの運営について一切の責任を負っており、6人の少年指導員（Child Care Worker）を管理監督する立場にある。

ソーシャル・ワーカーは、少年たちに与えるべき環境、個々の行動についての評価、更に個人治療と集団治療とを勘案して、各人別に治療プログラムを準備する。

一方コーディネーター・コテージ以外の6つのコテージには、Positive Peer Culture（PPC）と呼ばれているプログラムが用いられている。

PPCの歴史は、ニュージャージー州のある施設での収容治療プログラムについてのHarry H. Vorrath氏の諸経験にまでさかのぼることができる。そこでは、"Guided Group Interaction"と呼ばれる治療方法が開発された。それは同輩（peer）集団に着目した治療モデルである。

このアプローチでは、決められた同輩グループはグループ・カウンセリング・セッションという会合に週5回出席させ、グループ・ミーティングの場以外ではおたがいの行動に責任をもたせるようにしたものであった。

このニュージャージー・センターにおける彼の経験をもとに、Harry Vorrath氏は同僚とともにこのモデルを、さまざまなコミュニティーや施設の場において試み、現在の形となるまで修正を加えて拡充

し練り上げていった。その結果プログラムは受け入れられやすくかつ独特の治療方法論となった。これが今日Positve Peer Cultureとして知られているものである。

PPCは青少年の抱える問題を包括的な形で治療できる方法である。またPPCは青少年におたがいに助け合うという責任を自分が引き受けることを教えるものであり、また青少年が積極的にサブ・カルチュアーをつくり上げていくことを可能とするトータルシステムである。

PPCは当初非行青少年のために開発されたものであったが、今やPPCは広い分野で取り入れられている。すなわち学校、地域社会のプログラム、少年裁判所（Juvenile Court）などである。グループ・ホームその他の児童養育施設では、PPCが理解されやすく現在のプログラムにとって代わりうるものであり、更に発展の余地があると評価されている。

このプログラムが初めてバークシャー・ファームに導入されたのは、8年前のことである。

大人にも責任があるとはいえ、若者にもおたがいに助け合う責任がある。PPC では同輩集団（peer group）が、ほとんどの青少年の価値観、行動、態度に最も強烈な影響を与えるものであるという事実に着目したものである。青少年の私的なサブ・カルチュアーは、しばしば好ましからざる方向へ発展する。ピア・グループもそうした傾向におちいりやすいと単純に考えられていることは残念である。たしかにピア・グループは問題を助長させることもありうるが、同時に問題を解決する集団にもなりうるのである。

PPC治療の概念の中核となっているのは、ピア・グループこそが、他の誰よりもはるかにそのメンバーを救うことができるのだという考え方に立っている。

この概念を支持することのできる理由は、青少年は同じような経験をもつ同輩には、よく耳をかし、よく納得し、好感をもつ。しかも問題を抱えている同輩を気づかい手を差しのべることは、とりもなおさず自分自身を救いうる重要なファクターであるということを体得することである。

こうした目標達成のために準備されているフォーマットでは、コテージの少年たちを11人から12人の単位で2グループに分ける。それぞれのグループ・メンバーは、できる限り一緒に過ごすことによって、そこに親密感、結束力が醸成されていく。

週に数回、所定のグループ・ミーティングがもたれる。これは非常に重要な要素となっているものであるが、その場では誰を「このミーティングで取り上げるか」をグループ討議や投票によって決める。

□□□

精緻な診断・評価を行うこともある。

(B)学校との連絡(School Liaison)

連絡を取り合うということでは、学校の教師との間でも行っており、おたがいに直接連絡を取り合っている。

その基本的なものとしては、クラスルーム・コンサルテーション、生徒に対する諸検査、更には、教師がコンサルテーションによって行った教育面、治療面の実施結果について相互に調整するといったことなどである。

(3)クリニカル・チームの多様な直接治療

(A)個々人別のサイコセラピー

多くの収容者について、一般治療の計画づくりを補うために、ある特定の治療側面に絞った形での個人治療を定期的に行っている。

(B)グループ・セラピー

クリニカル・チームは、特定の問題に焦点を当てたグループ・セラピーを行うべき責任を負っている。

以前に行ったグループ・セラピーでは、グループを養子縁組、親をなくした者、麻薬・アルコールの濫用、ソーシャル・スキル、学習態度の問題、学習意欲の欠如、更には怒気の処理といったように分けた。

(C)特別インタビュー(Special Interviews)

収容者は極めて特殊な問題に絞って、特別なインタビューが行われる。特殊な問題というのは、家族の病気あるいは死、性の問題、個人的な意思決定といったものが対象とされる。

このインタビューは、しばしば家族あるいは治療チームの代表とコンタクトをとりながら進められる。

(D)緊急評価(Emergency Evaluations)

危機的な状況にある収容者については、緊急に評価を下す必要から、その少年はクリニカル・チームのメンバーの下におかれる。

(4)クリニカル・チームは、所内処遇トレーニング、ケース・コンサルテーション、トレイニー管理などに関与する形で、所内スタッフ訓練、プログラム開発に力をかしている。

(A)所内処遇トレーニング

クリニカル・チームのメンバーは、ワークショップ、所内処遇トレーニング担当のスタッフに、興味のある問題を提供する。

提供する問題には、うつ病、自殺、攻撃的行動、性、非行青少年の人間相互関係、アルコール・薬物濫用、スタッフのインタビュー技術、ソーシャル・スキル、特殊な精神医学的な問題についての治療プランづくり、精神医学的な問題での入院加療、障害の克服、ストレス・マネージメントとい

□□□

編集後記

"最も幸せな子どもたち"という特集テーマは62年10月17日の24号の企画会議で、次号特集テーマ案としてあげられた7本の中から決められたものであった。さていよいよこのテーマをどのような視点で編集企画していくかとなった時、正直私は半年前に提案された意図を忘れてしまっていたのである。

しかし"最も幸せな子どもたち"と言い直してみた時、これこそ現代の日本の子どもたちとしてとらえたいと思ったのである。自分たちにもたらされた幸せを理解できないでいる現代の日本の子どもたちとその親たちに、日本の過去の歴史の流れの中で、欠乏や貧困や不自由などを克服したいと努力してきた過去の人々、先輩たちの、子どもに孫に将来の幸せを託した祈りを、少しでも理解して貰うように企画することこそ、この特集テーマの使命ではないかと考えたのである。

今日の日本の子どもたちの不幸の一端は、学校教育にあると一般に受け止められているが、学校教育制度が今日のように男女共に国民に機会均等に開かれるようになったのは、実は第二次世界大戦の敗戦、連合軍の占領政策によってもたらされたものなのである。奥田眞丈先生は、明治5年の学制制定からのわが国の学校教育制度について、とりわけ今日の教育制度を築くことになったアメリカ教育使節団の来日や報告書について、わかりやすく適確な解説をしてくださった。この号の執筆者の多くは、おそらく小学校時代は男女席を並べることはできず、男子組と女子組に分けられて勉強されたはずである。そして祝日には学校で式が行われ、文中にある教育に関する勅語が校長によって読みあげられ、児童生徒は直立して頭を下げ拝聴したのである。

最近学生と図書館に入ると、字が読めない、わからないといってくるのは、外国語ではなくこの教育勅語のような日本の文章なのである。

湯沢雍彦先生は昭和10年代と最近のデータを比較しながら、最近著しく低下したといわれる日本の子どもたちのしつけについて、果たして戦前に比し今日の子どものしつけが低下してきたかについて、今日の母子関係の問題点を、あたたかい眼差しでまとめてくださった。昭和20年8月14日までは確かに、日本は国家として国民のモラルサポートを、教育勅語に求めていたので、親不幸を理屈抜きにたしなめることができたのである。

平山宗宏先生は、保健の視点から今日の日本の子どもたちの置かれている状況を、時系列のほかに世界の中の日本という視点も含めて、統計数値を使って解説してくださった。小児保健の状況を示す乳児死亡率は、明治32年に人口動態統計が始まってから今日に至るまで、最も多かった頃の30分の1という画期的な減少――向上を示したのであるから、この面では現代の日本の子どもたちは過去のいずれの時代よりも、地球のいずれの地域よりも、文句なしに幸せといってよいであろうと思われる。しかし、人口政策的に世界的視点で、また高齢化社会の中で、子育てに対する支援体制の点など、保健面でも先生は次世代にむけ憂慮を示しておられるのである。

加藤は物の面から、今日の豊かさが戦後急速にもたらされたものであること、特に戦後の豊かさはそれまでに比し階層差、地域差を縮小してもたらされたこと、そして江戸時代でさえも子育てに"三分の飢と三分の寒"が大切であることが強調して説かれているのを考えると、物の豊かさによって子育てが滅びに至ることがないように、期待してまとめたつもりである。

座談会は、平井信義先生の司会で、副田先生・田村先生・宮澤先生のお三人のご出席を頂いて、"子どもたちの豊かな未来のために"というテーマで、今日の実社会をよくとらえた鋭い視点での話し合いがなされてい

る。姑に早死してもらいたかったならば、何もしなくてすむように至れり尽くせりの孝養に励むことであると、逆説的にいわれるが、今日の日本の子どもたちは物質的に恵まれ、保健衛生面の向上はめざましく、平等の精神は行き渡たり、戦前に親の生活のため子どもが奉公に出された話など、童話の世界のことのようにしか受け止められなくなっている。しかし日本だけでなく、欧米先進諸国においても、子どもを幸せにする社会づくりを目指し努力した結果もたらされた現代の社会環境を座談会に参加された先生方は、最も幸せな環境とは受け止めておられない。更に、新しく生み出された病理と、解決に向けて試行されようとしている施策についても、鋭い視点で問題の所在を指摘してくださっている。地球全体の中で、富める地域と貧しい地域との格差は大きくなるばかりであるが、その差は富める地域の内側からの崩壊によってうまるのではないかという宮澤先生のご危惧は、それこそ特集テーマの意図の本位で、本号にかかわった者全部がそうであってはならないと心から願うところである。

林謙治先生の〝10代の性〟は特集テーマとしてお願いしたものではなかったが、これからの人間のあり方を考える上でつながりの大きいテーマであったと思う。両親同士の合意があってのこととはいえ、15歳くらいの子どもに泊まりがけの交際が認められるというのは、まだ日本人の感覚には遠いことである。しかし、いつまで日本は、まだよかったと思い続けられるであろうかと考えさせられた。

伊藤隆二先生のベルギー・ゲールの里親たちは、ゲールでも減少しつつあるようである。座談会でも指摘されているように、孤立化して来ている個々の家庭の社会的視野を広げるためにも、大切にあたためていってほしいものである。

呉端先生の〝一番初めに何を学ぶか〟は、戦前の日本の姿をほうふつさせられるものがある。中国が欧米や日本よりも後から福祉制度を整えていく時、中国によくあったより良い福祉制度を整えていかれることを期待したい。

施設の横顔は、世界一の立派な心身障害児（者）の総合施設が、施設の写真を入れるように編集できなかったことを、著者の廿楽先生にも読者の方々にも申し訳なくおわび申しあげたい気持ちである。

豊かさは地球上のすべての者の願いであったはずである。それを通り抜けてこそ先が求められる。豊かさをもたらした英知をもって、次に人類の光を見つけてほしいものである。

（編集委員　加藤　翠）

編集委員

加藤　翠
日本女子大学教授

田村健二
東洋大学教授

高城義太郎
玉川大学教授

平井信義
大妻女子大学教授

福田垂穂
明治学院大学副学長

田代實
厚生省児童家庭局育成課長

児玉武
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年２回発行
第25号 昭和63年９月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-574-7408 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝２—１—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION